



人間文化研究機構 ネットワーク型基幹研究プロジェクト  
地域研究推進事業 南アジア地域研究



ISSN 2432-437X

**FINDAS**

The Center for South Asian Studies,  
Tokyo University of Foreign Studies  
東京外国語大学 南アジア研究センター

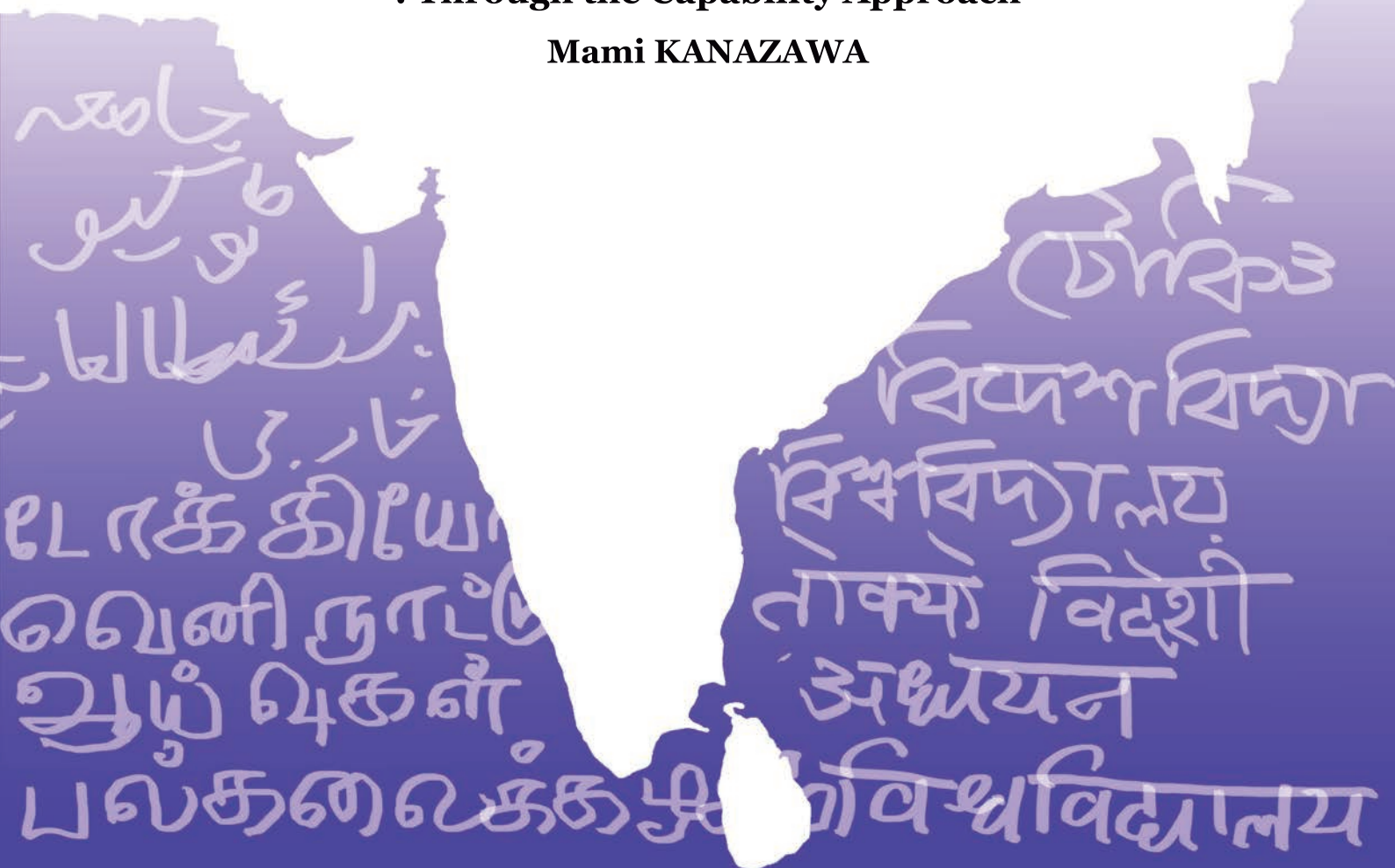
## 東京外国語大学南アジア研究リサーチペーパー 8

Bangladesh の地域開発プログラムにおける女性の開発グループへの  
障害女性の参加——ケイパビリティ・アプローチによる分析

金澤 真実

**Participation of Women with Disabilities into Women Development  
Groups under Community Development Program in Bangladesh  
: Through the Capability Approach**

Mami KANAZAWA



## 東京外国語大学拠点・南アジア研究センター

### Center for South Asian Studies, Tokyo University of Foreign Studies (FINDAS)

研究テーマ「南アジアにおける文学・社会運動・ジェンダー」  
Literature, Social Movements, and Gender Issues in South Asia

本拠点は、現代南アジアの構造変動に関する理解を、重層化・多元化・輻輳化する社会運動の歴史・政治・社会学的分析と文学分析、およびジェンダー視角を軸として深めることを目的とする。さらに、対象研究領域に関して、すでに東京外国語大学が所蔵する文献・史料群を充実させることを系統的、意識的に追及し、国内における文献拠点となることをめざす。

本拠点の第1期（2010～2014年度）の研究活動を通じて、経済自由化・グローバル化にともなう現代インドにおける構造変動が、個人、家族、コミュニティ・レベルの人々の意識、ジェンダー関係に劇的な変容をもたらしたこと、アイデンティティの複合性と可変性がさらに加速化していること、ならびに、インドを特徴づけている活性化された民主政治が、それまで社会的周縁に位置づけられてきた諸集団の積極的な異議申し立てなしには理解できないという事実が明らかになった。第2期（2015～2019年度）では、社会運動の諸相をとくに、人的紐帯の変化、および、それらを支える情動や感性の側面に焦点をあてること、対象地域をさらに、南アジア地域に拡大するとともに、中国・東南アジア・イスラーム地域などの他地域との比較研究を意識的に組織化し、理論化を主導することに重点的に取り組む。

東京外国語大学は、ウルドゥー語・ヒンディー語・ベンガル語を中心に南アジアの諸言語の教育、および南アジア地域研究に関して明治期以来の長い歴史を有し、世界的に活躍する高度職業人ならびに日本における南アジア研究の中核を担う研究者を輩出してきた実績がある。また、国内有数の南アジア諸語文献・南アジア関連の文献・史料の所蔵を誇る。さらには、海外の南アジア研究者との学術交流にも長い伝統がある。こうした特長を最大限に生かしつつ、本拠点はさらに国内外の南アジア研究者のネットワークのハブとして共同研究を組織するとともに、若手研究者の育成を重点的に行い、南アジア地域研究のレベルを明示的に高めることをめざす。

研究ユニット1「輻輳する社会運動における実践と理論」

研究ユニット2「社会変動と文学」

東京外国語大学南アジア研究リサーチペーパー8

バングラデシュの地域開発プログラムにおける女性の開発グループ  
への障害女性の参加——ケイパビリティ・アプローチによる分析

金 澤 真 実



バングラデシュの地域開発プログラムにおける女性の開発グループ  
への障害女性の参加——ケイパビリティ・アプローチによる分析\*

金澤 真実\*\*

**Participation of Women with Disabilities into Women Development Groups under  
Community Development Program in Bangladesh: Through the Capability Approach\***

**Mami KANAZAWA\*\***

**Abstract**

It is said that the disabled people have not been recognized or included as one of beneficiaries in community development programs. This paper describes the results of a qualitative research which is done on participation of disabled women to the women's groups in the community development program in Bangladesh. The survey revealed that (1) there is little participation of disabled women in the women development groups of the community development program, (2) about half of the disabled women do not have intention to participate in the women development groups in their communities. The capability approach is used for analysis on the result of the research. The capability approach provides the opportunities to see whether or not the disabled women have real freedom of their choices for participation to the women development groups beyond their subjective decisions. As a result, it was found that the disabled women had small range of freedom of their choices for participation to the women's groups. The main reasons for hindering the choice of participating are the lack of private goods and social factors available to disabled women. It states that there is a possibility that the intentions of the disabled women change to their choices of participation by fulfilling the adequate private goods and social factors.

はじめに

2015年9月、ニューヨークの国連本部で開催された「国連持続可能な開発サミット」において「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ（2030アジェンダ）」

---

\* この論文は2017年11月5日に開催されたFINDAS若手セミナーでの発表に、第16回開発学会春大会での口頭発表及びアジア経済研究所の「開発途上国の女性障害者」研究会等の研究成果を加えたものである。31人の障害女性への調査は、アジア経済研究所からの派遣によって実現し、「バングラデシュの女性障害者—ケイパビリティ分析と女性障害当事者グループの役割」[金澤 2017]として発表できたことを深く感謝する。

\*\* 一橋大学大学院経済学研究科博士課程（後期）在学中

<sup>1</sup>が採択された。これは、2000年より実施されていたミレニアム開発目標<sup>2</sup>（Millennium Development Goals : MDGs）の後継となるもので、「誰一人取り残さない（No one will be left behind）」を理念とし、2030年までに貧困を撲滅し、持続可能な社会を実現することを目指している。MDGsの終了にあたってその後継となる2030アジェンダが、「誰一人取り残さない」と宣言したことは、期せずしてMDGsが誰かを取り残したことを示している。そのなかにMDGsで明示されなかった障害者、とりわけ障害のある女性<sup>3</sup>たちがいることを指摘したい。本稿では、これまでの開発支援の現場でしばしばみられた障害者を慈善や福祉の対象者とするのではなく、地域開発の受益者またはステークホルダーであり地域住民の一人であるにもかかわらず、そのことを十分に認識されてこなかった存在として取り上げる。とりわけその傾向が強い障害女性<sup>4</sup>の視点から女性を対象とした開発事業（女性開発<sup>5</sup>）が盛んなバングラデシュの事例を用いて、地域開発プログラムの女性開発グループに地域の障害女性がほとんど参加していないことを明らかにする。また、女性開発グループのリーダー（非障害女性）と障害当事者のグループに参加している障害女性へのインタビュー調査から、双方からみた障害女性の参加が少ない理由を障害女性の参加希望の有無と併せて詳細に記述する。当事者グループには参加しているにもかかわらず、自宅近くの女性グループにほとんど彼女たちが参加しない理由の検討には、ケイパビリティ・アプローチを用いて、参加希望がある／ないという個人の主観的な判断を超えて、障害女性が地域の女性開発グループへの参加を選択するという機能<sup>6</sup>について分析をおこなう。これらの分析を通して、地域の女性開発グルー

---

<sup>1</sup> UN General Assembly A/70/L.1 18 September 2015 “Transforming our world: the 2030 Agenda for Sustainable Development” [http://www.un.org/ga/search/view\\_doc.asp?symbol=A/70/L.1&Lang=E](http://www.un.org/ga/search/view_doc.asp?symbol=A/70/L.1&Lang=E) (2018年8月27日取得)「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ（持続可能な開発目標：SDGs）」外務省仮訳

<sup>2</sup> 国連開発計画（UNDP）駐日代表 「ミレニアム開発目標」（2018年11月5日取得）  
<http://www.jp.undp.org/content/tokyo/ja/home/sdg/mdgoverview/mdgs.html>

<sup>3</sup> 女性で障害のある人についての表記は、女性障害者、障害女性、障害のある女性などが使われている。ここでは、障害の有無にかかわらず、地域に住む一人の女性として障害のある女性に注目するために、女性に焦点をあてた障害女性を用いる。ただし、たとえば文献中の *Woman with Disability* の訳として用いる場合は、障害のある女性とするなど例外がある。

<sup>4</sup> 障害女性は、女性や障害男性に比べてより困難な状況に置かれている。「障害のある女子が複合的な差別を受けていることを認識するものとし、この点に関し、障害のある女子が全ての人権及び基本的自由を完全かつ平等に享有することを確保するための措置をとる」（障害者権利条約6条）。

<sup>5</sup> 女性を対象とした開発事業のアプローチには、開発の過程に女性を統合する WID（Women in development: 女性と開発）やジェンダーによる格差を生み出している社会構造を変化させることに重点を置く GAD（Gender in Development）、また、開発におけるすべての部門、プログラム、プロジェクトにジェンダー平等の視点を導入するジェンダー主流化などがある。ここでは、一般的に女性を対象に広く実施されている開発事業を指すものとして、女性開発(Women’s Development)という語を用いる。ただし、ある特定のアプローチを指す場合は、WID、GAD、ジェンダー主流化などとする。

<sup>6</sup>機能（functionings）とは、「一定の資源を利用して実現される個人の行い（doing）や在りよう（being）を表し、基本的には観察可能性・測定可能性が仮定される」[後藤 2017：4] 詳細は後述。

プへ参加するために不足している障害女性のケイパビリティを明らかにしたい。

NGOによる女性開発グループは、一面では経済的に豊かな層の女性を排除しているともいえる。またグループへの参加は権利や義務であるともいえない。学校教育や選挙の投票への参加など権利や義務と捉えられることへの参加ではなく、NGOによって行われる地域の女性開発グループへ参加することを機能として設定することは、限定的すぎるとして議論の余地があるかもしれない。しかし、バングラデシュ、特に農村部では、NGO活動が行政機能を肩代わりする形で、経済活動や教育、また社会福祉サービスを行っており<sup>7</sup>、地域のNGO活動へ参加することは、広い意味で「地域共同体の生活に参加する[Sen 1999=2000:102]」ことや「コミュニティ生活に参加する[Sen 1987:30]」<sup>8</sup>ことにつながっている。今後、「誰一人取り残さない」障害インクルーシブな社会の実現に向けて、障害者が「地域の生活に参加する」というより広い概念の機能を検討する手がかりとするために、ここでは、地域の様々な分野で活動し、地域の間関係や相互の信頼関係が色濃く反映されるNGOのグループへの参加を「機能」と設定することにしたい。

注記すれば、本稿はこれらのグループへ参加することに優先的な価値をおくものでも、すべての障害女性が地域の女性開発グループに参加すべきだと主張するものでもない。その射程は、当事者女性のグループ活動に参加する障害女性たちが、自宅周辺の女性開発グループに参加しない／できない要因があるとするならば、それを明らかにすること、また、「参加する」ことを現実的な選択肢とするために不足している彼女たちのケイパビリティを明らかにすることに限定される。とはいえ、将来的に障害インクルーシブな社会をもたらすため、不足しているケイパビリティを政策や制度から補うことが可能かにつながる基礎的な議論を提供することは、障害インクルーシブな社会をもたらすために大きな意義をもつだろう。

本稿の構成は、下記の通りである。まず初めに、バングラデシュ政府の障害者に対する捉え方を明らかにするために、政府機関発行の文書により障害者の概要を述べ、障害者、特に障害女性の社会的な位置付けを明らかにする。続いて、障害者施策について、国際的な背景に続き国内の障害者政策と女性開発政策について概観し、障害者及び障害女性の政策的な位置付けを理解する。次に、分析視点としてのケイパビリティ・アプローチを説明し、筆者による現地調査のデータの詳細を紹介する。最後に、同アプローチによるデータ分析から

<sup>7</sup> バングラデシュでは、1367のNGOが首相府管轄のNGO局（海外からの資金受取りライセンス発行機関）に登録を行っており全国で活動をしている。また、社会福祉省管轄のNGOは数万～数十万と言われている（2018年11月現在、NGO局HP（Retrieved January 25, 2019,

<http://www.ngoab.gov.bd/site/page/3de95510-5309-4400-97f5-0a362fd0f4e6/>）。一例としてHIES2010では、352モウザ（バングラデシュ農村で公的な名称を持つ最小行政単位で地租徴収を目的とする。しばしば、単数または複数の世帯の屋敷地から構成される集落（パラ）に周辺の土地を加えたグラム（村）と重なる場合が多い）で、様々なNGOによって1,058プログラムが実施されている（BBS 2011:158）。また、貧困層への小規模金融（マイクロ・ファイナンス）を実施しているグラミン銀行は、バングラデシュ農村の97%で活動を行い、借主893万人の97%が女性である。（2017年12月現在 Retrieved January 25, 2019, <http://www.grameen.com/introduction/>）

<sup>8</sup> 「社会生活に参加[Sen 1992=1999:59]」とも言い換えられる。

障害女性の女性開発グループへの参加が阻害されている要因を明らかにする。

## 1. 障害者の現状

バングラデシュでは、障害者権利条約を批准した2007年以降、国勢調査を始めとした様々な統計に障害についての項目が含まれるようになった。5年毎にバングラデシュ統計局 (Bangladesh Bureau of Statistics: BBS) によって実施される世帯収入と支出調査 (Household Income and Expenditure Survey : HIES) では、2010年から障害についての調査項目が加わり、2010年、2016年と障害者統計が発表されている。それによれば、バングラデシュの全人口に占める障害者は、2010年は約9%、2016年は約7%[BBS 2017:xv]である。一方、2011年からは国勢調査でも障害についての調査項目が含まれるようになり、2011年の全人口に占める障害者の割合は約1.4%であった。国勢調査では、法律に基づく医学的な定義で障害を捉えているのに対し、HIESでは、世界銀行ワシントン・グループ<sup>9</sup>の定義に基づき、実際の生活でどのような困難があるのかに重点を置き、法的または医学的な障害定義にとらわれないで、生活上の不便や困難を広く捉えている。そのため、国勢調査ではとらえきれない「障害」のある人を含んでおり、人口に占める割合が高くなっている。実際、HIESでの重度障害者の割合は、約1.5% [BBS 2010]であり国勢調査の障害者割合に近い。ただし、WHOと世界銀行による世界障害報告書では、全世界の人口の約15%に障害がある [Officer & Posarac 2011=2013:79]とされるので、両調査によっても、まだ認識されていない「障害者」がいることは想像に難くない。

バングラデシュの障害者の現状をHIES2010及び国勢調査2011を基に詳細に分析している *Disability in Bangladesh: Prevalence and Pattern* [BBS 2015]は、次のように指摘する。バングラデシュでは他の開発途上国と同様、障害者の居住地は都市より農村に多く、約8割の障害者が農村に住んでいる (24)。そして、より貧しい世帯で障害者がいる割合が多い<sup>10</sup>。

障害があるために教育や雇用から締め出され収入を得ることができない、障害のある家族

---

<sup>9</sup> 国連統計部による各国政府の統計局、世界保健機構(WHO)、国際障害同盟などから構成される国連のインフォーマルな障害統計に関するグループ。グループの目的は、国勢調査や全国調査に適し、国際比較が可能な障害計測法を作成することである。ここで使用されたのは、「短い質問セット」と呼ばれるもので、視覚、聴覚、移動、認知、セルフケア、コミュニケーションの各項目についての質問である。例えば、視覚の場合「あなたは眼鏡をかけていても見るのに苦労しますか」という質問に対し、回答は、「いいえ」「はい、多少」「はい、とても」「全くできません」の4択から選択する。(北村弥生、2016、「国連の障害統計に関するワシントン・グループの取組み」『ノーマライゼーション 障害者の福祉』2016年11月号) (2018年11月2日取得、<http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/prdl/jsrd/norma/n424/n424005.html#san01>)

<sup>10</sup> 世帯が住んでいる住居の形態と障害者が世帯にいる割合は、ホームレス世帯が一番高く10.73%、ジュートや枝でできた家 (Jhupri) 7.46%、土/レンガ/竹の壁に土の床、屋根がトタンの家 (Kutchha) 5.99%、レンガの壁にコンクリートの床、屋根がトタンの家 (Semi-pucca) 4.82%、鉄筋コンクリート造りの家 (Pucca) 3.9%の順となっており、より安定的な住居に住んでいる世帯では、そうでない世帯よりも障害者がいる割合が少ない (27)。



の介護のために世帯のメンバーが仕事に就けない、医療や介護のための特別な支出があるなどの理由で結果的に世帯が貧しくなる、また、貧困ゆえに低栄養や劣悪な衛生状態にあり、病気になっても医師による治療を受けられず障害をもつことがある。このように、障害と貧困は互いに関係しあっている（53）。そのため貧困世帯に障害者が多いということは、障害があるために世帯が貧困であるともいえる。

バングラデシュでは、筆者が障害者について調査を始めた 2005 年当時に比べて障害に関する啓発が進み、障害の原因を神罰や悪霊（悪い風とも呼ばれる）、悪行などに求める人は減っている。しかし、本書によれば、障害者と友人関係を結ぶのはかまわないが、結婚は絶対に認められないとしたり、障害者は不幸の元凶で家族の恥だと考える人々が多い。障害者は、多くの場合政府や NGO の開発プログラムから排除されており、社会サービスや施設、機会へのアクセスが著しく困難となっている。たとえ障害者に学歴があり健康で、その仕事をすするに相応しい能力を備えていたとしても、障害を理由にそのポストに就けないことがある（4）。加えて、障害女性が障害男性に比べてより困難な状況にあることを次のように述べる。障害女性は、社会的な差別や虐待のためにより脆弱な人々である。障害がある人は、女性よりも男性のほうが多く<sup>11</sup>、特に重度の障害者の場合男性のほうが多い。その理由として、障害女性の存在が報告されないことや、または障害男性に比べてあまり介護されないため、早期に死亡しているのではないかと推測している。障害女性は、障害男性に比べて教育を受ける機会が少ない。また、障害のある男性よりも結婚することが難しく、離婚や別居の割合も障害男性よりも多い。そのため、障害女性は、社会的な差別と虐待によって脆弱という点で、大きな不利益を負っている（52）。

バングラデシュの中長期的国家計画である第 7 次国家 5 年計画（詳細後述）でも「社会的インクルージョン」（14 節）の項で障害者の現状が報告されている [GED 2015:640-641]。それによれば、全人口に占める障害者の割合約 9%の内、障害のある子どもが 300 万人含まれる<sup>12</sup>。また、全障害者のうち 50 万人<sup>13</sup>に重複障害があり、バングラデシュの全世帯の 3 分の 1 に障害者がいる。また、障害は、健康に関する問題であるばかりでなく、貧困と低開発の問題である。障害者は、社会的、経済的、政治的、文化的活動へ完全に等しく参加することを阻害する身体的、社会的、文化的な障壁のために社会的に不利な立場にある。障害者は

<sup>11</sup> 国勢調査 2011 では、バングラデシュ全体の障害者（約 203 万人、全人口の 1.4%）のうち、男性の占める割合は、約 110 万人（53.99%）、女性の占める割合は約 93,000 人（46.01%）である（BBS 2015a:55）。

<sup>12</sup> 注目は、障害者のバングラデシュの人口に占める割合を 9%としていることである。第 7 次国家 5 年計画が発行されたのは 2015 年であり、全人口に占める障害者の割合は、1.4%(国勢調査 2011)と 9%(HIES 2010)の両方の結果がでていた。国家計画の中で障害者の人数を過小評価せず、より実態に近いと思われる割合を採用していることは評価に値する。9%のうちの 300 万人と表記の不整合がみられるが「第 7 次国家 5 年計画」の記載に従った。同「計画」では、人口に占める全障害者数を明記していないが、国勢調査(2011)による全人口 144,043,697 人を採用すれば、全人口に占める障害者の割合約 9%は約 1300 万人となり、そのうちの 300 万人が子どもの障害者ということになる。

<sup>13</sup> 「第 7 次国家 5 年計画」では、人口に占める全障害者数を明記していないが、上述のようにバングラデシュの全障害者数を約 1300 万人とすると、そのうちの 50 万人が重複障害者となる。

また、マイクロ・ファイナンス政策からも除外され、土地の所有が少なく、経済活動に関与する可能性は低い。大多数の障害者は雇用から見放されている。さらに、障害児の89%が教育を受けておらず、障害者は、特に脆弱な人々のカテゴリーとして特定されているが、障害者自身の知識と視点は、政策策定と実施に欠けている[GED 2015:640-641]。

これら2つの政府による報告書の記述から、障害と貧困の連鎖、障害者のアクセシビリティ課題、障害女性や障害を持った子どもなどの諸課題について、バングラデシュ政府が障害を医療や福祉の問題と捉えるのではなく、貧困や低開発、障害の主流化といった社会的な問題として捉えていることが分かる。これらは、2009年に首相に就任して以来、現在も首相の座につくハシナ首相が折々に述べる障害関連の発言にも伺える<sup>14</sup>。ここでは、本稿のテーマであるNGOの開発プログラムから障害者が排除されているという指摘、また、政策策定と実施における障害者視点の欠如に言及している点に注目したい。次節では、この点に注目しながらバングラデシュ政府の具体的な障害者施策について述べる。

## 2. 障害者を取り巻く状況

### 2-1. 国際的な潮流

障害者は、ながらく構造的な人権侵害を被ってきたにも拘わらず、自由権規約や社会権規約、女性差別撤廃条約等において正面から取り上げられてこなかった[松井&川島 2010:i]。しかし、2006年に21世紀最初の人権条約として、すべての障害者に「あらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保する(第1条)」目的で、「障害者の権利に関する条約<sup>15</sup>(Convention on the Rights of Persons with Disabilities: 障害者権利条約)」が国連で採択され、批准した国は障害者の人権を守る取り組みを進めることが義務付けられた。障害者権利条約は、障害者に特別な権利を新たに付与するものではなく、人として誰もが享受すべき権利を障害者も平等に差別なく享受することを目指したものである。この条約は、障害に基づく差別とは何かを明らかにし(2条)、障害者にとって実質的な平等と無差別を担保するために「合理的配慮」を求めている(2条、5条)。また障害女性(女子)について独立した条文(6条)を設け、女性たちが複合的な差別を受けていることを明記している。さらに、他の人権条約には見られない特徴として、「国際協力」が条文全体を

---

<sup>14</sup> たとえば、2017年4月19日付 Dhaka Tribune 紙、2018年5月15日付 Daily Sun 紙、8月22日 bdnews24.com 12月4日付 The Daily Star 紙など。ハシナ首相は、障害関連の取組みの中で特に自閉症に熱心な印象がある。ハシナ首相の娘であるサイマ・ワジッド・ホセイン氏もまた、国家自閉症及び神経発達障害に関する全国諮問委員会(Bangladesh National Advisory Committee for Autism and Neurodevelopmental Disorders)議長を務める他、2017年にはWHOの東南アジアにおける自閉症親善大使に就任するなど自閉症に対する活発な活動を行っている。ハシナ政権がこのように障害課題について熱心に取り組む理由は、今後の検討課題としたい。

<sup>15</sup> UN-Disability: Department of Economic and Social Affairs (2018年11月3日取得、<https://www.un.org/development/desa/disabilities/convention-on-the-rights-of-persons-with-disabilities.html>) 障害者の権利に関する条約(外務省 仮訳)(2018年11月3日取得、[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index\\_shogaisha.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index_shogaisha.html))

通じて言及されている<sup>16</sup>だけでなく、独立した条文——第 32 条（国際協力）として取り上げられている。条文前文 (t) では、「障害者の大多数が貧困の状況下で生活して」おり、「貧困が障害者に及ぼす悪影響に対処することが真に必要なである」として、障害者の貧困への対処の一つとしての国際協力の必要性が位置付けられたことは、これまでの条約にはない視点であり、政府や NGO による海外援助に影響を及ぼすものである。

## 2-2. バングラデシュの障害者施策

2008 年 5 月、障害者権利条約の批准国が 20 ヶ国に達し条約は発効した。同じ年の 12 月、バングラデシュでは総選挙が行われたが、現ハシナ首相率いるアワミ連盟は選挙に先立ち、「アワミ連盟選挙マニフェスト 2008」を発表し、障害者法の改正と障害者への教育や雇用などへの取組みなどを宣言（10 条 6 項）した<sup>17</sup>。総選挙はアワミ連盟が勝利を収め、彼らは政権の座に就くと早速、障害者福祉法 2001 を改正するために障害当事者の代表を含む委員会を組織した。障害者権利条約の精神に則りこの委員会でまとめられたのが、後述する 2013 年の障害者法である。バングラデシュでは、現在、第 7 次国家 5 年計画（Seventh Five Year Plan FY2016-FY2020：第 7 次計画）<sup>18</sup>[GED 2015]が実施されている。本計画の冒頭、障害課題の主流化（mainstreaming of disability issues）を持続可能な開発、気候変動への適応、女性のエンパワーメント、貧困削減などと共に挙げ、国連や他の機関などとの関与を通じ、バングラデシュが国際的なリーダーシップを発揮すると述べている [GED, 2015:xlvi]。気候変動や貧困削減など国際社会で広く共有されているグローバルな課題に並列して、障害の主流化を挙げたところに、障害課題に対する政権の力の入れようをみることができる。

第 7 次計画におけるこのような障害者<sup>19</sup>に対する取り組みの背景として、バングラデシュ

<sup>16</sup> 障害者権利条約の前文 (g)、(l)、(m)、第 4 条（一般的義務）2 項、第 37 条（締約国と障害者権利委員会との間の協力）2 項、第 38 条（障害者権利委員会と他の機関との関係）

<sup>17</sup> Election Manifesto of Bangladesh Awami League, 9th Parliamentary Election, 2008 (Retrieved January 28, 2019 <http://www.albd.org/articles/news/31125/Election-Manifesto-of-Bangladesh-Awami-League,-9th-Parliamentary-Election,-2008>)

<sup>18</sup> バングラデシュでは現在、ハシナ首相の下、国を挙げて独立 50 周年の年にあたる 2021 年までに中所得国入りなどを目指す などとする Vision 2021 と、その全体計画である Perspective Plan of Bangladesh; 2010-2021: Making Vision 2021 a Reality [GED 2012]の実施に取り組んでいる。最上位の国家計画であるこの Vision 2021 実現のための具体的な戦略や実施事項が、中期国家計画となる第 6 次及び第 7 次計画で説明される。

<sup>19</sup> 第 7 次計画は、第 1 部「マクロ経済の視点：戦略的方向性と政策枠組み」（1 章~6 章）、第 2 部「セクター開発戦略」（1 章~14 章）という構成である。セクターは合計 13 あり、第 14 章は、セクター 13「社会的保護 (Social Protection)」についての記載があり、「社会保護・社会福祉と社会的包摂 (Social Protection, Social Welfare and Social Inclusion)」というタイトルである。障害者についての項は、14.5 の「社会的包摂」の中の「障害のある人々」である。更に「異なる心身能力をもつ人々への戦略 (Strategy for the differently abled)」と題され、障害者は、「障害のある異なった心身能力をもつ人々 (differently abled persons with disabilities)」と表現される。

憲法（市民としての平等な権利と地位）と障害者権利条約及びアジア太平洋地域における障害者の完全参加と平等に関する北京宣言<sup>20</sup>への署名が挙げられている。具体的な取組として、障害児給付金・障害者給付金の拡充、障害者の労働市場への参入支援、職業訓練等のサービスの提供、統合教育の拡充、教師トレーニング、障害の早期発見や基本的なリハビリテーションの提供、国から地方の様々なレベルでの意思決定プロセスへのインクルージョンなどが挙げられ、開発過程における障害者の意味ある参加を保障するアプローチとして、障害当事者の組織化への支援、適正な仕事（decent work）の権利を認める必要性を述べている[GED 2015:649-561]。

次に、障害者に関する個別の政策について述べる。バングラデシュ政府が、障害課題を開発問題の一環としてとして初めて公式に取り上げた[Alam 2009]のは、1995年の「障害に関する国家政策（National Policy on Disability-1995）<sup>21</sup>」である。14条からなるこの政策では、障害予防や早期療育のほか、教育を受ける権利の保障や政府機関での10%雇用割当などが規定されている。続いて2001年に、初の障害者に関する法律、「バングラデシュ障害者福祉法（Bangladesh Disability Welfare Act-2001：福祉法2001）<sup>22</sup>」が制定された。この法律により初めて障害の定義がなされ、障害児への特殊教育機関設立推進、脆弱な障害者への年金の支給などが定められた。この法律を具体的に履行するため策定されたのが、2006年に発表された「障害者に関する国家行動計画（National Action Plan for People with Disabilities）<sup>23</sup>」である。2005年には、「困窮障害者年金制度（Insolvent Persons with Disabilities Allowance）<sup>24</sup>」が始まり、特に脆弱な障害者、女性障害者、重複障害者などに優先<sup>25</sup>して年

---

<sup>20</sup> 「バリアを撤廃し、インテグレーションを促進する」をテーマに2012年6月6-8日に北京で開催されたフォーラム。開発課題に障害を組み入れる意義を認識した「障害インクルーシブな開発に関する北京宣言」を6月8日に採択した。[アジア太平洋障害者の10年（2013-2022）に関する閣僚宣言、およびアジア太平洋障害者の「権利を実現する」インチョン戦略（仮訳）DINF]（2019年1月29日取得 [http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/twg/escap/incheon\\_strategy121123\\_j.html#FOOTNOTE\\_8](http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/twg/escap/incheon_strategy121123_j.html#FOOTNOTE_8)）

<sup>21</sup> ベンガル語版をNFOWD（National Forum of Organizations Working with the Disabled）HPより見ることができる。（2018年10月30日取得、<http://www.nfowd.net/publications/governmnet-act-order>）

<sup>22</sup> 2001年第12号 法務省HPよりベンガル語版を見ることができる。（2018年10月30日所得、[http://bdlaws.minlaw.gov.bd/bangla\\_pdf\\_part.php?id=854](http://bdlaws.minlaw.gov.bd/bangla_pdf_part.php?id=854)）

<sup>23</sup> ベンガル語版をNFOWDのHPより見ることができる。（2018年10月30日取得、<http://www.nfowd.net/publications/governmnet-act-order>）これは、46にのぼる関係省庁、部局の障害者施策の実施計画について記載したものである。計画の範囲は、障害予防、早期発見、教育、雇用とリハビリテーションなど12項目に及び、項目毎にそれぞれ取り組むプログラムについて、目的、対象、担当省庁と実施部署、期限などを定める包括的な計画である。

<sup>24</sup> 社会福祉省HP（ベンガル語）より筆者訳。（2018年10月13日取得、

<https://msw.gov.bd/site/page/0d60b956-e93b-4c5a-8b1e-07689d2dc728/Disabled-Allowances>）

バングラデシュ内閣府等によって運営されるHP「Social Security Support Program」では、本制度は、Allowance for Financially Insolvent Persons with Disabilities という名称で2006年に開始したと紹介されている。（2018年

金が支給<sup>26</sup>されることになった。続いて、前述のように 2007 年にバングラデシュが障害者権利条約を批准しアワミ連盟が政権の座に着くと、福祉法 2001 改正のために障害当事者団体を含めた委員会が組織されると共に、障害者権利条約促進のため、他の国内法の整備や様々な政策的な取組みが始まった。2009 年には、「障害者特別統合教育政策 (Special Integrated Education Policy for the Disabled Person 2009) <sup>27</sup>」が発表された。続いて、2012 年 5 月から社会福祉省 (Ministry of Social Welfare) によって、障害者発見調査 (Disability Detection Survey Program) のパイロット調査が開始された。これは、障害者の人数や障害種別などを特定することで障害者の実態を把握し、障害者への社会保障プログラムや保健サービスを充実させ、社会へのインクルージョンを目指したものである [GED 2015:12]。パイロット調査後に、地元の障害関係団体や NGO の協力のもと 2013 年 11 月まで全国で戸別訪問調査が実施された。情報はデータベース化されているとして、障害者で登録をしていない人はウェブサイトにあるインタビューフォームに記入し社会福祉事務所に届けるか、電子メールで送付を行うように、現在も呼びかけている<sup>28</sup>。2016 年 12 月末現在、このシステムに登録されている障害者は 1,509,716 人 [GoB 2018:31] で、統計から推計される 1300 万人には到底及ばない。

2013 年には、アワミ連盟の選挙公約通り障害者の福祉に重点のあったこれまでの福祉法

10 月 13 日取得、<http://socialprotection.gov.bd/en/allowances-for-the-financially-insolvent-disabled/>) その他、英語表記には、Allowance for disabled など複数の表記がみられる。

<sup>25</sup> Implementation Manual for the Allowances programme of Insolvent Persons with Disabilities (2013) 7 項 タイトルのみ英文、本文はベンガル語 (Retrieved January 25, 2019, [https://msw.portal.gov.bd/sites/default/files/files/msw.portal.gov.bd/page/17f28c19\\_4b09\\_4029\\_a408\\_c8f51046178/Disabled%20Allowance%20Implementation%20Manual%202013.pdf](https://msw.portal.gov.bd/sites/default/files/files/msw.portal.gov.bd/page/17f28c19_4b09_4029_a408_c8f51046178/Disabled%20Allowance%20Implementation%20Manual%202013.pdf))

<sup>26</sup> 2017/18 年には、82 万 5000 人の障害者に、月額 700 タカ(約 940 円)の年金が支払われた。

<sup>27</sup> 本政策は、バングラデシュ政府によって運営される National Foundation for Development of the Disabled Persons の HP に掲載されているが、内容についてはベンガル語版 HP で、62 校の教職員給与と手当が支払われていること、受益者は 6,482 人であること以外は不明である。(2018 年 10 月 13 日取得、<http://jpuf.portal.gov.bd/site/page/c08aa463-b000-4b25-906f-949eda33e62a/Integrated-special-education-policy-2009-relating-to-disability>) また、バングラデシュの教育担当省である Ministry of Primary and Mass Education 及び Ministry of Education の HP、ポリシー一覧には掲載されていない。

<sup>28</sup> Disability Information System HP より (2018 年 10 月 13 日取得 <https://www.dis.gov.bd/en/>)。この呼びかけの有効性には疑問が残る。NGO などの協力で実施された戸別訪問調査は、筆者の知る限りかなり綿密に行われた。その際「発見」されなかった障害者は、何らかの理由で調査では「発見」できなかった可能性 (たとえば、家族が障害者の存在を隠しているなど) が高いのではないだろうか。そうだとすれば、家族や障害者自身が今さら積極的に登録するとは考えにくい。また、調査後に障害者となったり、障害のある子どもが生まれたりした場合は、新たに登録することは考えられるが、障害者のいる家庭や障害者自身は貧困層が多く教育へのアクセスも低いことを考えると、自らウェブサイトへ接続し、コンピューター入力を行ったり、電子メールを送付して登録することが可能であるとは考えにくい。

2001 に代わり、障害者の権利という視点から「障害者の権利と保護法 (The Rights and Protection of Person's with Disability Act, 2013 : 権利と保護法 2013) <sup>29</sup>」が制定された。バングラデシュは最初に障害者権利条約を批准してから、国内法と政策を調整するためのプロセスを引き継いだため、障害者権利条約の原則、精神、内容に従ったものとなっている[GoB 2018:8]。この新しい法律により自閉症やダウン症が障害の定義に加えられた。本法の特徴は、障害者の基本的な権利だけでなく、文化的、社会的、経済的および政治的権利などを含め障害者の権利をより細かく規定している<sup>30</sup>点にある。なお、2013 年には「神経発達障害保護信託法 (Neuro Developmental Disability Protection Trust Act 2013) <sup>31</sup>」も制定され、神経発達障害を持つ人々のために政府による信託基金を設立することや、神経発達障害者の権利保護と教育やリハビリテーションなど必要なサービスの提供が定められた。

### 2-3. バングラデシュの女性開発政策

ここでは、障害女性のもう一つの重要な属性である女性について、初めにバングラデシュ政府の女性に関する開発政策における障害女性の位置づけを確認した後、本稿のテーマである地域開発における女性開発グループの位置づけを確認する。

先に紹介した第7次計画「ジェンダー平等 (14 章 6 節)」の項全体で、障害者 (障害女性) に言及されている箇所はわずかである<sup>32</sup>。「7 次計画のためのジェンダー戦略」内の「人間開発の機会へのアクセスの増加」項、「異なった心身能力をもつ女性の保護と開発 (Protection and development of differently abled women)」で、①人口の約 10%の障害者がいるが、今後の調査で性別により細分化された障害の種類と程度が特定される、②新たな国家社会保障戦略 (National Social Security Strategy : NSSS) に基づき、適切な社会保障措置がより

---

<sup>29</sup> 2013 年法律第 39 号 バンガル語版を法務省 HP で見ることができる。(2018 年 10 月 30 日取得、[http://bdlaws.minlaw.gov.bd/bangla\\_pdf\\_part.php?id=1126](http://bdlaws.minlaw.gov.bd/bangla_pdf_part.php?id=1126))

<sup>30</sup>具体的には、障害者登録と ID カードの発行、公立校への入学許可、公共交通機関での座席の確保、公共の場でのアクセシビリティ、雇用における機会均等や財産権の保護。18 歳以上の全国民が取得することになっているナショナル ID カードの取得が障害者の権利であることの明記、有権者リストへの登録の保障、障害を理由にした公共教育機関への入学拒否の禁止などである。

<sup>31</sup>前述の脚注と同様に、National Foundation for Development of the Disabled Persons の HP は、Neuro Developmental Disabled Protection Trust Law としている。ここでは、法務省による記述に従った。(2018 年 10 月 13 日取得、[http://bdlaws.minlaw.gov.bd/chro\\_index\\_update.php](http://bdlaws.minlaw.gov.bd/chro_index_update.php))

<sup>32</sup> 第 6 次国家 5 年計画の評価についてで 2 カ所。1 カ所は、社会的エンパワーメントについての進捗を述べた部分で、多様な女性のアイデンティティの例の中に障害を挙げている。もう 1 カ所は、実施項目の個所で、高齢女性と障害のある女子のために技術訓練を行う「貧困な高齢者及び社会的に障害のある女子のための多目的リハビリテーションセンター (Multipurpose Rehabilitation Centre for Destitute Age-Old People and Socially Disabled Adolescent Girls)」があることを述べた個所である。第 7 次計画では、「人間開発へのアクセスの増加 (Increase access to human development opportunities)」の項で 2 カ所に障害女性への言及があり、「安全な水と衛生設備 (Safe water and sanitation services)」で、鉄道駅、バススタンド、船のターミナルでの安全な飲料水とアクセシブルなトイレ設備を女性と障害者に用意するとしている。

多くの人、特に女性を対象とするように拡張、拡大される、③障害女性のニーズは、人間開発および経済開発のアジェンダでも対処されると述べられているにすぎない[GED 2015:657,658]。障害女性の「保護と開発」の具体的な戦略の内容が、統計資料や社会保障の充実であり、人間開発や経済開発アジェンダでも対応されるという記述だけでは具体性に乏しく、障害女性に対して真に有効な施策が講じられるのかどうか疑問が残る。

障害女性に対する取り組みは、1997年に初めて策定された「国家女性開発政策 (National Women Development Policy : NWDP)<sup>33</sup>」でも取り上げられている。NWDPは、2004年に続き、2008年にも策定されているが、ここでは女性の権利と特権を守る法的枠組みとして最も重要なステップだと第7次計画で指摘される2011年のNWDP<sup>34</sup>を見てみよう。NWDP 2011がこれまでの国家政策と大きく異なる点は、「障害女性のための特別プログラム」(39節)という独立した項目によって、障害女性への取り組み<sup>35</sup>が6項目にわたって述べられている点である[MoWCA 2011:23-24]。

これらの取り組みが実現すれば障害女性に大きく裨益するが、実現のための具体的な戦略について述べている第3章では、国家レベル、県・郡レベル、草の根レベルでの取り組みや、NGOや女性開発のための諸団体との連携など、大枠が記載されているのみである<sup>36</sup>。この政策のうち、地域女性住民の開発グループとの関係で本稿が注目するのは第3章42節である。42節は、女性開発を進めるための具体的な法整備や戦略が国家レベル(42.1)、県・郡レベ

<sup>33</sup> 長年にわたり虐待や無視に苦しんできた女性の社会的背景について理解を深める目的で作成されたもの

<sup>34</sup> NWDP2011の構成は、第1章は背景や政策的な枠組み(1~15節)、第2章は本政策全体の目標と個別の達成目標(16~41節)、第3章は制度的な枠組みと戦略(42~49節)である[MoWCA 2011]。本政策の目標(16節)では、16.1「バングラデシュ憲法に照らした国家及び公的生活の分野における男女の平等な権利の確立」から始まる22の目標が掲げられている。そのうち17番目に「少数民族女性と障害女性の権利を確保するための全面的な支援(16.17)」として、障害女性が挙げられている。その他にも、障害女性(女子)について其々の節(18、24、28、37節)の一部に言及されている。

<sup>35</sup> [39.1]国連障害者権利条約に照らして、正しく評価され、名誉と尊厳を持って生きることの権利を拡大すること [39.2]障害のある女性を社会の本流に統合し、教育を含め人生のすべての領域で積極的な参加を拡大すること。教育の側面における障害による差異を重視すること [39.3]特殊教育は、明白な理由によって主流化できない分野にのみ考えること [39.4]障害女性のための教育、治療、訓練及びリハビリテーションのための適切な機関によるプログラムを実施すること [39.5]障害の予防とその判定及び、障害女性の成長と介護のために家族への特別な協力を拡大するプログラムを実施すること [39.6]国家女性政策の定めるいかなる種類の権利、機関、サービスを障害がある女性というだけで奪われることがないように、すべてにアクセス可能な組織、施設、サービスを作る、の6項である。

<sup>36</sup> 第2章に本政策全体の目標と個別の達成目標があり、2章各節各項に対応した実施計画は、女性子ども省による「国家女性開発計画2011の実施についての国家行動計画(National Action Plan for the National Women Development Policy 2011)」に記載されている。ベンガル語版のHPでのみ見ることができる。(2018年11月3日取得、

<https://mowca.gov.bd/site/page/81115efe-f3cd-438a-b977-4884b088bc45/National-Action-Plan-for-the-National-Women-Development-Policy-2011->

ル(42.2)、草の根レベル(42.3)に分かれて記載されている。中でも草の根レベルでの取り組みである。「村落やユニオンといった草の根レベルで、女性は自立した団体として組織される。(中略)政府、NGO、銀行、他の金融機関のリソースを利用し、(中略)すべての地方開発に草の根の団体を含めることが、促進され支援を与えられる(42 節 3 項)(MoWCA 2011:26)」。

ここで、地域開発における女性開発グループの位置づけを簡単に確認しよう。 Bangladesh では、1971 年の独立直後から政府によって農民をグループ化する農村開発の手法が導入されており、1970 年代半ばからは NGO によって農村貧困層を対象とした自主性の高いショミティ(組合、現地公用語であるベンガル語)を育成する農村開発戦略が取られてきた[下澤 1998:58-59]。佐藤寛によれば、社会的弱者をターゲットとした社会開発を行う際に、ターゲットとなった人々によりショミティを組織することは、Bangladesh に特有な有力者(「ボス」的な人々)への利益の集中を排除するために有効な仕組みである。特に社会参加の機会をほとんど持たない女性にとって、ショミティは「ボス」(ほとんどすべてが男性である)を排除するのに有効な手段である。ショミティは、社会開発におけるターゲット・グループ・アプローチの代表例であり一定の効果を挙げている[1998:322-324]。 Bangladesh では、1980 年代後半にグラミン銀行によってマイクロ・クレジット(小規模無担保融資)の手法が生み出された。現在では、融資だけでなく保険や送金なども含めたマイクロ・ファイナンスとしてショミティと組み合わせた活動に、多くの NGO が取り組んでいる。たとえば、現在、世界最大の NGO である BRAC は、ショミティとマイクロ・ファイナンスによって次のような最貧層への自立支援プログラムを行っている。農村の貧困層女性 3~40 人をターゲットグループとして組織化し、相互扶助、相互理解を基本に、最貧困層が抱える問題のあらゆる側面に対応する、医療サービス、人材育成、様々なトレーニング、マイクロ・ファイナンスなどを行い、生活向上プログラムの成功例となっている[ナシル 2016:86]。貧困層の女性をターゲットとして組織する女性開発グループは、Bangladesh の社会開発に有効な取組として今も機能している。NWDP 2011 に記載された戦略、「草の根レベルで女性は自立した団体として組織され、地方開発に含めること」は、このことに政府としての評価を与え、このような女性開発の取り組みを政府が促進し、支援しようとすることに他ならない。付け加えれば、NGO が組織化する「女性」にも、NWDP が述べる「女性」にも、障害女性は含まれていないはずであるし、そうでなければならない。

この節では、Bangladesh の障害者を取り巻く状況を特に女性障害者の重要なアイデンティティである障害と女性の面から、第 7 次計画と障害者関連法や政策、NWDP2011 などによって概観した。第 1 節に述べたように、第 7 次計画では、障害者が NGO の開発プログラムから排除されていると指摘されていること、また、政策策定と実施における障害者視点の欠如に言及しているが、本節で述べてきた Bangladesh 政府の取組を見る限り、その取り組みはかなり充実しているように見える。しかし、現実には Bangladesh 政府の中央集権的な構造によって地方自治体の権限と柔軟性に限界があり、政府レベルの計画はしばしば財源不足と満足いかない結果をもたらしており、市民社会と政府間の協力が欠如していることや障害者視点を取り入れることなどが、法制度で詳細に述べられていても実施は限定的で効果が限られていることなどが NGO による障害者権利条約パラレルレポートで報告されて



いる[NGDO et.al 2015]。

### 3. 分析の視点

アマルティア・センは、「開発とは、人々が享受するさまざまな本質的自由を増大させるプロセスである[Sen 1999=2000:1]」と述べる。センにとっての本質的自由とは、ケイパビリティ（潜在能力）、すなわち「ある人が価値あると考える生活を選ぶ真の自由」である。ある人の、実際には選択されない選択肢を含めた生き方の幅、どんな生き方ができるかという自由[Nussbaum 2000=2005:364]ということもできる。センによれば、貧困とは単に所得の低さを示すものではなく、基本的なケイパビリティが奪われた状況であり、「人が自ら価値があると思うような生活をするための本質的自由[Sen 1999=2000:99]」が剥奪された状態ということになる。

本稿では、地域の女性開発グループへの障害女性自身による参加希望の有無に関して、本人が実際になしている選択とそのような選択をなした本人の主観的な理由を超えて、障害女性が参加することに価値を見いだしたときに、それを選択する主体的な自由があるのかを分析するために、センが提唱したケイパビリティ・アプローチを用いる。

ケイパビリティとは、「本人が利用できる『資源（私的財、公共財その他）』と本人の『資源利用能力』のもとで実現できる『諸機能』の集合[後藤 2014:3]」であり、実際に選択されなかった選択肢も含まれる。ある人は何ができるか、どんな状態になれるのか、その選択肢の幅、複数の生き方を選びうる自由度ということもできる。「手持ちの資源のもとで、われわれは様々な種類の機能（の束）を実現することができる。また、その資源の振り分け方や使い方を変化させることにより、どの機能をどのぐらい実現するか変化させることができる。だが、本人の選択によって変化させることのできる諸機能の範囲には限界がある。その限界、裏返せば、選択の実質的な機会を示すものが、ケイパビリティである[後藤 2014:3]」。これまでの経済学、とりわけ厚生経済学の分野では、人間の多様性を基礎に所得という手段や所有している財の量、また効用といった結果や環境や制度という形式的な機会の平等によって個人の福祉を計ってきた。しかし、問題はその人が実際に持っているものではなく、また満足や幸福感といった効用でもなく、実際に何ができるのかである。たとえば、ある開発プロジェクトの目標が「障害者の所得を非障害者の所得と同レベルにまで引き上げる」だったしよう。しかし、障害者と非障害者に同レベルの所得があったとしても、障害者に日々医療的な支出や介護者等の存在が不可欠であるなら、障害者が実際にその所得を利用してできることは、同じ所得のある非障害者よりも少ない。センは、これを「変換ハンディキャップ」という語で説明し、所得や資源を良い暮らしに変換する上で、障害によって引き起こされる困難を指摘した[Sen 2009=2011:372]。また、本人の幸福感や満足感でその人の生活を計ろうとすれば、適応的選好（後述）の可能性も考えられる。例えば、他の兄弟姉妹のように学校に通わせてもらえず家から一步も出ない生活をしている障害女性が、その家の家事全般を担っていることによって家族から感謝されているとしよう。彼女が、そこに大きな幸せと満足感を持っているならば、それでよしとすることは妥当なのだろうか。ケイパビリティ・アプローチは、所得と効用の間にあって、ある人の何ができるかを表すもの、何ができるか、どん

な状態になれるかの選択肢の幅で、実際には選択されない選択肢も含む、多様な個々人の生活と実質的な機会の平等を捉えようとするものともいえる。

このアプローチは、開発と障害について考察、実践するときに変重要な視点を含んでおり、セン自身もケイパビリティ概念を説明するために、たびたび障害者の事例を挙げている<sup>37</sup>。障害を個人のもつ特徴の一つと捉え、「ケイパビリティ・アプローチを当てはめると、機能障害は、利用可能な財やサービス、機能障害以外の個人的特徴、社会的、環境的な変換要因と互いに作用しあった結果、個人のケイパビリティや『機能』を決定し、最終的に生活の質に影響を与える。障害に関する研究者は このようにケイパビリティ・アプローチを適用し、機能障害によって生じる基礎的なケイパビリティの剥奪を障害と捉えている[伊芸 2016:7]」。

さらに、ケイパビリティ・アプローチを用いることで、障害女性を障害者、女性、少数民族など彼女のもつアイデンティティの各要素に分解するのではなく、障害のある一人の女性として全人的に捉えることが可能となる。「ある人がたくさんのグループ（例えば、ジェンダー、階級、言語、職業、国籍、コミュニティ、人種、宗教など）に属しているにも関わらず、その人を単に一つの特定のグループに属していると思ふことは、その人の、自分自身を厳密にどのように見るかを定める自由を否定することになる[Sen 2009=2011:355]」。このことは、障害女性が日々直面する困難が、女性か、障害者か、あるいは少数民族か、貧困に苦しむ人かなどの幾重にも分断された異なる原因に起因する差別や排除の問題とすることから、彼女のケイパビリティ、すなわち彼女が価値あると考える生活を選ぶ真の自由の問題へと解放する。この視点は、障害女性に対する複合的な差別の視点からの分析に比して、より広い分析視点を持つことを可能にする。差別や排除の分析枠組みでは、彼女たちが開発グループに参加することが暗黙のうちに是とされ、参加していないことは差別であり排除であるという視点が出発点となる。ケイパビリティ・アプローチでは、障害女性が非障害女性中心の開発グループには参加しないという選択をする自由もまた保証することができる。さらに、地域の女性の一人として「普通に」生きたいと望む障害女性と地域の女性との間に、被差別者と差別者という乗り越えることが困難な線を引き、女性たちの分断を前提としない。

ここまでのところで、バングラデシュの障害者が経済的にも社会的にも多くの困難を抱えている現状と、バングラデシュでは障害者権利条約の精神で障害者関連法や政策が計画されているものの実効性に乏しく未だに多くの障害者、特に障害女性を取り残されていることを確認した。また、地域の貧困層の女性たちをターゲットとして組織化することは、社会開発に有効な取り組み組として多くの NGO が行っており、政府も女性開発政策でその取り組みを促進しようとしていることが分かった。そして、実質的な機会の平等を捉えることのできるケイパビリティ・アプローチを用いることで、本人の表象した満足感や意思を超えた生き方の幅を見ることができると確認した。

ここからは、地域の草の根の女性たちによって組織化された開発グループに、障害女性が

---

<sup>37</sup> たとえば、自転車を所有することと自転車を乗り回すことの区別 (Sen 1987:7)、基本的潜在能力(基本的なケイパビリティ)の平等の例として、障害を取りあげ、身体を動かして移動する能力、栄養補給の必要量を摂取する能力、衣服を身にまとい雨風を凌ぐための手段を入手する資力、共同体の社会生活に参加する権能などを挙げる (Sen 1980=1989:253)。

実際に参加しているのか、参加の意思があるのか、また、参加したいと考えた時に参加することが可能なのかなどについて調査した結果を報告し、ケイパビリティ・アプローチによって分析する。

## 4. 調査の概要

### 4-1. 調査地及び調査団体

調査地は、バングラデシュの首都ダッカの北約 120km、インドと国境を接するマイメイシン県の県庁所在都市、マイメイシン市を含むマイメイシン・ショドール・ウポジェラ（郡）である。マイメイシン県は、バングラデシュにある 64 県の一つで、12 のウポジェラから構成される<sup>38</sup>。マイメイシン・ショドール・ウポジェラは、21 ワード（選挙単位の区）からなるマイメイシン市と 13 のユニオン（最少の行政単位）に分けられている。マイメイシン県全体の人口は約 511 万人、マイメイシン・ショドール・ウポジェラの人口は 775,733 人（2011 年）である。その内障害者は、マイメイシン県全体では、約 1.4%（約 71,500 人）、マイメイシン・ショドール・ウポジェラでは、約 1.1%（8,533 人）である（BBS 2013:18）。これは、国勢調査（2011）の結果を基にしたものであるため、HIES（2016）の結果である約 7%とすれば、同ウポジェラの障害者は 8,533 人（1.1%）～54,300 人（7%）となる。マイメイシン県が所属するダッカ管区における障害者の男女比は、国勢調査（2011）による 54 対 46 [BBS 2015a:55]を採用すれば、マイメイシン・ショドール・ウポジェラに暮らす障害女性の人数は、約 4,000 人～約 25,000 人と考えられる[金澤 2017:183]。

調査の対象は、マイメイシン・ショドール・ウポジェラにある障害者地域センター（Protibondhi Community Centre: PCC）と、ダッカに本部がある総合地域開発を行う国際的な NGO のマイメイシン地域開発プログラム（M プログラム）である。

PCC は、1997 年に設立され、地域の全障害者を対象として障害者の生活向上や教育支援、リハビリテーションや啓発事業、当事者の自助グループ（セルフヘルプグループ：SHG）や障害当事者団体設立支援などに取り組む地元の NGO である。今回、調査した障害女性の SHG であるモヒラクラブ<sup>39</sup>は、PCC 設立の翌年 1998 年に 13 人の障害女性によって設立された。調査時のメンバーは 105 人で、13 才を最年少として、10 代 16 人、20 代 49 人、30 代 28 人、40 代以上 8 人、不明(自分の年齢を知らない) 4 人であった。障害種別では、身体障害が 90%（94 人）で、うち聴覚障害とポリオによる障害でおおよそ半数を占める。教育年数では、42% が学校教育を受けたことがなく、33%が初等教育(1~5 年生)。死別、離婚、別居を含めて結

<sup>38</sup> バングラデシュの行政単位は、大きな単位から、ジラ（県）、ウポジェラ（郡）となり、その中に、最小の行政単位であるユニオンとムニシパリティ（市）に分かれる。ムニシパリティの中に、選挙の単位であるワード（区）がある。マイメイシン県には、12 ウポジェラの下、10 ムニシパリティ（ワード 102）、146 ユニオンが置かれている。

<sup>39</sup> モヒラは、ベンガル語で「女性」の意味。障害女性たちが、モヒラクラブを設立するときに、障害女性クラブという名称も提案されたが、自分たちは地域で普通の女性として生きていきたいという願いから、女性クラブという意味のモヒラクラブという名称が決まった。

婚している／した女性は 36%である。モヒラクラブの目的は、それまで家に閉じ込められ、または閉じこもり、障害がある人間は自分一人だけだと信じていたような障害女性が、共に集い時を過ごし、それぞれの過去、現在、未来を前向きに分ちあひ、人生の価値を見出すことにある。主な活動は、人生をポジティブに過ごすための収入創出活動で、カーペット織、テーラリング、刺繍などのトレーニングがあり、トレーニング終了後に仕事として収入を得ることが可能となっている。障害の程度や種類によって、このような手仕事で難しい女性には、市場でコメや塩などをいれる紙袋製作や掃除などの仕事が割り振られ、希望者は何らかの仕事に就くことができるよう配慮されている。また、そのほかに、カウンセリングや月例ミーティング、遠足、誕生日会などの行事も行われる。メンバーは、毎月 50 タカ以上の任意の額の貯金と、モヒラクラブ運営費 5 タカに相互扶助費 1 タカの計 6 タカをモヒラクラブに収める。相互扶助費は、たとえば貧しくて食事をしないでクラブにくるメンバーの食事代やイスラム教などの祝祭日に、貧しいメンバーに食料品をプレゼントすることなどに使用される。原則として、ローンの貸出しは行わないが、病気などの緊急の場合は、委員会の承認によって、貸し出されることもある[金澤 2017:183-188]。

もう一つの調査団体である国際的な開発援助団体によって実施されている M プログラムは、1999 年にこの地域で小規模な活動を始めた。2009 年に現在の総合地域開発プログラムとして再編され、2020 年に終了予定である。この NGO は、子どもへの支援を中心に行う開発援助団体であり、最終的に子どもたちの健全な成長に裨益するために、地域の生計に対する能力の向上、具体的には、保健衛生、教育、経済開発、災害対策を中心として総合的な地域開発を行っている。プログラムの対象地域は 388 km<sup>2</sup>で、活動地域はマイメイシン・シヨドール・ウボジェラの 5 つのユニオンと 20 ワードにおよぶ。プログラムの直接裨益者は約 17 万人、間接裨益者は約 22 万人である。M プログラムでは、この地域の栄養改善、母子保健、教育などの子どもを中心とした開発支援の受け皿として、2005 年より地域（村落）ごとに女性を中心とする開発グループ（DG）を組織した。2009 年になって、より自立性を高めるため複数の DG を統合して政府に登録を行い、独立した地域開発団体（CBO）となった。CBO は 5 団体あり、メンバーは一番少ない CBO で 535 人、一番大きい CBO で 1065 人ほどである。CBO は、貯金、シェアと呼ばれる共同出資、ローンの貸出し、手工芸や牛の飼育などの所得創出活動などを行っている。DG は女性だけのグループであったが CBO となってからは、メンバーは必ずしも女性に限定されていない。とはいえ、実際に男性でメンバーとなっているのは、CBO からローンの貸出しを受ける目的をもつ女性メンバーの夫のみである（表 10）。

調査は、モヒラクラブについては、2005 年から継続的に行っている調査や参与観察に加え、2015 年 9 月にメンバーのうち 31 人にアンケートを基にしたインタビューを行った。調査した 31 人の障害女性たちの属性は、次の通りである。年齢層は、15 歳～60 歳となっており、最も多い年齢層は 20 歳代で 16 人である。そのうち、結婚している女性は 12 人で、内半数にあたる 6 人は夫が新しい妻を迎えたり、音信不通になったりして「別居（遺棄）」している（表 1）。教育年数は、12 人が初等教育まで、内 2 人はモヒラクラブに所属するようになってから、同クラブの支援で学校教育を開始した。彼女たちが学校を退学する大きな理由は、障害をからかわれ学校へ行きたくない、障害のため勉強についていけないなどである。教育を

受けたことのなく字が読めない女性、自分の名前のみが書ける女性は合わせて7人である。一方、中等教育を受けている女性も11人いる(表2)。障害種別では、身体障害が29人、知的障害が2人である。身体障害のうちポリオ、麻痺、脊柱後湾症で15人と約半数を占める(表3)。障害を受けた時期別では、先天的な障害が9人の他は、病気や事故などで後天的な障害である(表4)。収入は、すべてモヒラクラブからのものである。収入がない女性のうち、3人は訓練中で訓練が終了すれば、いくらかの収入につながる予定である(表5) [金澤2017:180-181]。

Mプログラムについては、2013年11月、2014年9月に、5つのCBOの議長、事務長、会計の3人からなる計15人のフォーカス・グループ・ミーティング(FGM)とCBOのうち一つの団体(Ma)の事務所を訪問して行った訪問調査、およびMプログラムのスタッフ、CBOメンバーとなっている障害女性についてインタビュー調査を行った。いずれの調査、インタビューも、現地公用語であるベンガル語を使用した。

調査対象者（31人）の属性 （すべての表は、調査に基づき筆者作成 [金澤 2017:181]）

表1. 年齢および既婚者数（別居含む）

年齢	人数	内既婚（別居）
15～19歳	4	0
20～24歳	9	3 (1)
25～29歳	7	1
30～34歳	1	1
35～39歳	2	1 (1)
40～44歳	5	4 (2)
45～49歳	1	0
50～55歳	1	1 (1)
55～60歳	1	1 (1)
合計	31	12 (6)

別居の理由

- \*新しい妻を迎えた 2人
- \*ダッカへ行き音信不通 2人
- \*不明 2人

表2. 教育年数

教育年数	人数	
初等教育 (12人)	1年	1
	2年	1
	3年	3(2)
	4年	3
	5年	4
前期中等 教育 (2人)	6年	0
	7年	1
	8年	1
中期中等 教育 (8人)	9年	3(1)
	10年	0
	SSC*	5
後期中等教育	HSC*	2(1)
なし	5	
サインのみ	2	
合計	31	

\* ( ) 内は現在継続中

\*SSC：全国統一中等教育終了資格

\*HSC：上級中等教育終了資格

表3. 障害種別

身体 障害	ポリオ	8
	片麻痺	4
	脊柱後湾症	3
	低身長症	2
	手足麻痺	2
	脳性麻痺	1
	二分脊椎症	1
	脊髄損傷	1
	切断	1
	聴覚障害	1
	視覚障害	1
	骨折後足首の拘縮	1
	事故による背骨の損傷	1
	骨TB	1
	骨の形成異常	1
	知的障害	2
	合計	31

表4. 障害を受けた年齢

年齢	人数
先天性	9
～5歳（小さい時含む）	13
6～10歳	2
11～19歳	2
20歳～	4
不明	1
合計	31

表5. 月収（タカ）

収入	人数
なし	9
～600	7
～1,000	1
～2,000	9
～3,000	1
～4,000	0
～5,000	2
～10,000	2
合計	31

#### 4-2. 障害女性の地域女性開発グループへの参加状況

ここから、モヒラクラブに所属する障害のある女性たちに行った聞き取り調査の結果から、障害女性の女性開発グループへの参加状況（表6）について述べる。

地域の女性プログラムに参加しているかどうかについての聞き取りについては、必ずしも M プログラムへの参加に限定せず、彼女たちの自宅の近くにある女性開発グループへの参加の有無と希望を尋ねた。自宅周辺に NGO による活動がなく、従って女性開発グループが存在しないとした女性が 7 人いる。彼女たちは、マイメイシン市中心部を流れるブラマプトラ川

の中州に住んでいる女性たちで、一般的に中洲は貧困世帯が多い反面、NGO 活動が少ないといわれている。この7人のうち、地域の女性開発グループに参加していないが参加希望があるのは3人、ないのは4人であった。地域に女性開発グループがあるとした24人の障害女性たちの自宅周辺では、バングラデシュを代表するNGOであるアシャ、グラミン銀行<sup>40</sup>、BRAC、ワールド・ビジョン、カリタス、アドラ、コンサーンなど合計17のNGOによる延べ53女性開発グループがある。このうち、既に地域の女性開発グループに参加していると回答した障害女性は4人、参加していないが参加希望がある女性が8人、参加していないし参加希望もない女性が12人である(表6)。既に女性開発グループに参加している4人の活動内容と属性は、表7の通りである。彼女たちが所属しているNGOはそれぞれ異なり、4人の共通点として既婚者(一人は別居)であることが挙げられる。NGOに所属するきっかけは、近所の人がこのNGOに所属しているので興味を持ったことやNGOスタッフに誘われたためなどである。

次に、地域に女性開発グループが存在するかどうかは別として、女性開発グループに参加していない障害女性の属性をまとめたものが表8である。参加希望がある女性は11人、参加希望がない女性は16人である。参加希望の有無は、収入の有無や金額、学歴、婚姻歴などとの相関関係は見られない。地域の女性開発グループで参加したい活動は、障害者以外の友人を作りたい、及び障害女性へのセラピーを行うためのトレーニングに参加したいのを除いては、ローンや収入向上のためのトレーニングなど障害のない女性の参加動機とほぼ同じと推察される。

表6. 障害女性の地域女性開発グループへの参加状況

(すべての表は、調査に基づき筆者作成)

地域の女性開発グループ(G)	地域にGなし	地域にGあり	合計	
参加している	0	4	4	27
参加していないが参加希望あり	3	8	11	
参加していないし参加希望なし	4	12	16	
合計	7	24	31	

表7. 地域の女性開発グループへ参加している女性(4人)の属性

	月収(タカ)	教育	障害	婚姻	活動内容
A	なし	なし	脳卒中後の後遺障害	既婚(別居)	貯金(週10~20タカ、昔ローン15,000タカで家を改築)
B	~600	9年	脊柱後湾症	既婚	貯金
C	1500		背骨損傷	既婚	貯金(週50タカ)
D	5000	SSC	ポリオ	既婚	ローン(週150タカ返済)家建築のため

<sup>40</sup> グラミン銀行は、銀行であり厳密にはNGOではない。しかし、調査した障害女性とCBO女性は、グラミン銀行をNGOと認識していたため、NGOに含めた。

表8. 地域の女性開発グループへ参加していない女性(27人)の属性  
(参加希望者11人、参加希望なし者16人 網掛け)

月収 (タカ)	人数	参加希望	教育	障害	婚姻
なし	8人	○	なし	脳卒中後の後遺障害	既婚 (別居)
		○			既婚 (別居)
		×			既婚 (別居)
		○	サインのみ	下肢障害	未婚
		×	1年	麻痺	既婚 (遺棄)
		×	2年	聴覚障害	既婚 (別居)
		×	5年	麻痺	未婚
		×	SSC	脳性麻痺	未婚
~600	6人	×	なし	脊髄損傷	未婚
		×	サインのみ	知的障害	未婚
		×	5年	ポリオ	既婚
		×	7年	ポリオ	未婚
		○	SSC	ポリオ	既婚
		○	HSC	ポリオ	未婚
~1000	1人	○	8年	脊柱後湾症	未婚
~2000	8人	×	3年	左足切断	未婚
		○		足首の拘縮	未婚
		×	4年	脊柱後湾症	未婚
		○		二分脊椎症	未婚
		×	5年	知的障害	未婚
		×		片目失明	未婚
		×		低身長症	未婚
		○	9年	低身長症	未婚
~3000	1人	○	3年	ポリオ	未婚
~5000	1人	○	SSC	ポリオ	未婚
~10000	2人	×	HSC	骨関節結核	未婚
		×	SSC	ポリオ	既婚

表9. 参加希望者が女性開発グループで参加したい活動(複数回答)

理由	人数
友人を作りたい	3
ローン	3
トレーニング* (収入向上)	2
収入向上	2
情報入手	2
自立したい	2
貯金	2
トレーニング* (セブピ)	1

続いて、Mプログラムにおける女性開発グループへの障害女性の参加状況を述べる。現在のCBOのメンバーの障害女性人数は、表10に示すとおりである。CBOの女性メンバー3,330人のうち、障害のある女性はわずか7人(約0.2%)でCBOにはほとんど障害のある女性は含まれていない。これは、先に述べたマイメシ市ウポジェラに住む障害女性の割合から考えてもかなり少ない。



表10. Mプログラムの開発グループ (DG) におけるメンバー構成  
(調査に基づき筆者作成)

	CBO名	全体合計	内訳			
		うち障害者数	女	男	少女 (0~22歳)	少年 (0~18歳)
1	Ma	1,065*	994	22	33	15
		3	1	0	0	2
2	D	793	663	11	72	47
		5	3	1	0	1
3	P	600*	589	7	0	0
		4	0	1	0	3
4	AN	613*	578	35	9	8
		3	3	0	0	0
5	AS	535*	506	9	11	10
			0	0	0	0
総合計		3,606	3,330	84	125	80
		15	7	2	0	6

出所: Mプログラム作成のCBOに関する基本情報が書かれた資料『5タ CBOトタ ショモバイ ショミティグロールシヨンキプトトットボリ』より筆者作成。ただし、障害のあるメンバー数については、2013年11月に行ったCBOリーダー15名へのフォーカス・グループ・ミーティングでの聞き取り調査による。

\*D以外メンバー合計数と内訳の人数が合わないが、上記資料のままとした。

ここまでの記述で、障害女性が地域の女性開発グループにほとんど参加していない現状と同時に、およそ半数の障害女性が非障害女性中心の地域の開発グループへ参加する希望がないことが明らかになった。次節では、障害女性の視点と CBO リーダー女性の視点から、開発グループへの参加が少ない理由をインタビューの結果から述べる。障害女性がほとんど参加していないという現状について双方の視点を比較対照することにより、障害女性本人による参加希望の有無という主観的な選択を超えた彼女たちの実質的な参加選択を阻害する要因について複合的な視点から明らかにすることが可能になると考える。

## 5. 障害女性の女性開発グループへの参加が少ない理由－障害女性の視点から

### 5-1. 障害女性の視点から

初めに、なぜ障害女性たちは、地域の女性開発グループへ参加しないのか、インタビューを行った3人の語りを紹介し、次に他の女性たちの回答と併せてまとめる。

#### 【女性-1 参加希望はあるが実際に参加はしていない】

彼女は、幼少時にポリオにかかり両足にマヒが残った20代の女性で、現在、小学校3年生のクラスで学んでいる。実家には、父親と姉妹がいるが遠方のため、モヒラクラブの集会所に住み、PCCのカーペット部門で働いている。月収は約2500タカある。彼

女の実家近くには、4団体の女性開発グループがある。  
「メンバーには、結婚した人だけができる。私は結婚していないのでできない。それに障害者だから恥ずかしい。今まで一度も、障害のない女性たちのグループと関係（連絡）したことがない。3年前に一度参加しようとしたが、お父さんに言ったら反対された。写真が必要だったが、「あとで」といわれてそのまま。ローンを借りなければならぬが、返せなかったらと思うと怖い」

#### 【女性-2 参加希望はあるが実際に参加はしていない】

彼女は、35歳ごろに脳血管発作を起こし、その後遺症として片麻痺が残る60歳ぐらいの女性で読書はできない。彼女には収入はなく、息子一家と暮らしているが息子も病気で働けない。現在は息子の妻がメイドとして働きその収入で暮らしている。地域には、3団体の女性開発グループがある。

「貯金するお金がないしローンを返せない。ローンを失敗したらメンバーに残してくれない。障害者だからお金がないと思われて、メンバーにしてくれない。」

#### 【女性-3 参加希望なし】

幼少時に腸チフスのため、片目を失明した20歳代の女性で、小学校5年生まで学校教育を受けた。両親と兄弟と生活しており、モヒラクラブの家庭訪問などで月約1300タカの収入がある。地域には、3団体の女性開発グループがある。

「収入が少なく貯金をするお金がないし、お父さんにも十分なお金がない。グループに入る利益がない。ローンを借りる必要がない。障害者は仕事ができないと言っている。障害に対する支援もない。他の団体の人は違う種類の人だ。」

これらの回答を含め障害のある女性が地域の女性開発グループに参加していない理由を表11にまとめた。一番多い理由は、モヒラクラブに入っているから（11人）で、モヒラクラブが好きだから他を考えたことがない、モヒラクラブがよいなどである。この回答者は、全員地域の女性開発グループへの参加希望はない。ただし、モヒラクラブに入っているからという回答と同時に、障害者だから、貯金するお金がないから、など参加を希望しない他の理由との複数回答を行う女性も複数いる。次に多い理由は、障害者だから（10人）とお金がない（10人）である。障害者だからという回答には、恥ずかしい・参加する勇気がない、お金がないと思っている、差別をする、障害者は仕事ができないと言われたなどの障害者への理解不足や差別に起因する理由、人間関係がない、出歩くのが難しいからなどの回答が含まれる。お金がないという回答には、貯金するお金がない、収入がないが含まれる。また、地域の開発グループではほぼ必須の条件となっているローンを借りることも理由となっている。ローンを借りても返せない（9人）、ローンを借りる必要がない（4人）との回答もある。家族の反対（4人）には、歩けないから両親が許可しない、一人での外出を禁止されている、両親がメンバーでないから反対されたなどが含まれる。また、地域の開発グループには、障害に対する支援やリハビリテーション、福祉機器の支給などの支援がないので参加する意味がないと考える障害女性（3人）もいる。その他（12人）という回答には、メンバーに誘われな

い、結婚している人のみが参加できる、障害女性にはローンを提供しない、参加を申し込んだが断られた、障害女性に対する信頼がない、メンバーでなくても支援をもらっているなどがある。

表 11 では、モヒラクラブに入っているからという回答以外の上位 3 つの理由——障害者だから、お金がない、ローンを借りても返せない——は、地域の女性開発グループへの参加希望の有無にかかわらず、ほぼ共通した理由であることが分かる。さらに、表 8 の女性たちの属性に表 11 の回答を重ねてみると、貯金するお金がないと回答した女性のうち、実際に収入がないのは 4 人だけで、それ以外の女性たちには何がしかの収入があり、実際にモヒラクラブのメンバーの決まりとして、毎月 50 タカ以上の貯金をしている。お金がないという回答の中には、収入の使い道として地域の女性開発グループで貯金を行う優先順位が低い可能性がある。

表10. Mプログラムの開発グループ (DG) におけるメンバー構成  
(調査に基づき筆者作成)

	CBO名	全体合計	内訳			
		うち障害者数	女	男	少女 (0~22歳)	少年 (0~18歳)
1	Ma	1,065*	994	22	33	15
		3	1	0	0	2
2	D	793	663	11	72	47
		5	3	1	0	1
3	P	600*	589	7	0	0
		4	0	1	0	3
4	AN	613*	578	35	9	8
		3	3	0	0	0
5	AS	535*	506	9	11	10
			0	0	0	0
総合計		3,606	3,330	84	125	80
		15	7	2	0	6

出所: Mプログラム作成のCBOに関する基本情報が書かれた資料『5タ CBOトタ ショモバイ ショミティグロールシヨンキプトトットボリ』より筆者作成。ただし、障害のあるメンバー数については、2013年11月に行ったCBOリーダー15名へのフォーカス・グループ・ミーティングでの聞き取り調査による。

\*D以外メンバー合計数と内訳の人数が合わないが、上記資料のままとした。

## 5-2. 女性開発グループの視点から

次に、女性開発グループのリーダーたちの視点から、障害女性の参加の少ない理由をグループの開始時期に遡って検討する。FGM に集まった CBO のリーダーへの聞き取りの結果を述べる。まず、CBO の前身である DG をどのように始めたのかについてまとめた。次に、メンバーになっている障害女性がどのような経緯でグループに参加したのかを具体例から紹介し、障害女性がグループにいることについて述べる。最後に、彼女たちのグループに障害女性がほとんどいない理由について、リーダーたちのインタビュー結果を紹介する。

まず初めに、CBOの前身であるDGを始めた経緯は次のようなものである。

「最初は、プログラムのスタッフが私たちの村に来て、それから私たちはそのスタッフと一緒に家々を訪問してメンバーを選んだ。近所の知り合いや親せきの人々を集めてグループを作ることができた。最も貧しい人、小さな商いをしている人、農民と漁師を私たちはより優先した」(P:所属するCBOの略称、以下同じ)

「初めにNGOスタッフから、一つのグループを作りたいと目的を聞いた。地域の知り合いの女性と一緒に話しをして、同意した女性たちで最初のグループを作った。初めは、多く(の女性:筆者注、以下同じ)は信用しなかった。そして、(メンバーになった)多く(の女性)はグループを抜けていった。私たちは、知り合いの何人かを(グループに)ひっぱった。それから、活動して活動してCBOになった」(Ma)

「NGOが支援をしている子どもたちの家族をメンバーとして、私たちは20人でグループを作った。」(D)

他のリーダーたちからの聞き取りも合わせてまとめると、次のようになる。Mプログラムが始まる時に、彼女たちは、近くに住んでいたり、知り合いだったりしたプログラムのスタッフやボランティアから、女性のグループを作らないかと声をかけられた。声をかけられた彼女たちの多くは、DGが何を意味するのか分からなかったが、スタッフから貧しい女性たちの経済発展を行うプロジェクトであり、DGをつくれば暮らしが良くなる、子どもにも利益があるなどと説明を受けた。それを聞きやってみようと思決心した彼女たちは、プログラムが定めたメンバー基準<sup>41</sup>にそって、近所の家を回ったり、知り合いに声をかけたりして、DGに興味をもつ人を20人ほど集めていった。

インタビューをまとめると、DGの組織化は、最初にMプログラムがターゲットとした地域に住む女性でリーダーシップのありそうな人やプログラムスタッフの知人に、プログラムから働きかけ、彼女たちがDGの組織化に同意すると、メンバーを集めることは彼女たちに任された。そこで、彼女たちの日常のつながりの中から、収入や持ち家などプログラムの求める基準に合っている人で、貯金ができる、ミーティングに来ることが出来るなどの能力を備えている人を彼女たち自身が自主的に選び、説明や説得を重ねてDGを形成した、ということになる。

次に、メンバーにいる障害女性がグループに参加した経緯について、グループMaの障害女性の場合を紹介する。

彼女(R)は、内反足の障害をもつ50歳ぐらいの女性で、2005年にDGが組織化された時以来のメンバーである。Rには、息子2人と娘3人がいて夫はすでに死亡している。夫は定年まで郵便局の警備員として勤めており、定年後の年金で貸家を2軒建てた。現在彼女は家の家賃収入で生計を立てている。メンバーとなった経緯は、リーダーの女性と、もともと知り合いであり、最初はグループMaからRに障害を治療するための情報提供などを行って

---

<sup>41</sup> 1つのDGは20人程度、家計の月収5,000タカ以下、18歳から45歳までの女性、借家でなく持ち家に住んでいる、徒歩圏内に住んでいる、月に30タカの貯金ができるなど。

た。その後、Rは自分からメンバーになりたいと申し出てメンバーとなった。

メンバーに障害女性がいることについて、障害女性がいる他のCBOも含めて下記のような回答を得た。

「障害女性が一人私たちのグループにいるからといって問題はない。けれども、以前は問題があった。グループ内やグループの周りに障害者がいれば、以前は他人が悪口を言ったものだった。以前は、たくさんの迷信があった」 (Ma)

「(障害女性は)歩けないので、ミーティングには参加できない。彼女には車椅子はない。毎月毎月、私たちは彼女の家に行き貯金を集めてくる」 (D)

「(障害女性をメンバーに)入れたことで私たちに何の不利益はない。利益はある。理由は、彼女は貯金のお金を確実に出すので、私たちの貯金額が上がる」 (AN)

「メンバーは知り合いどうしだし、ミーティングに来られるので問題ない」 (AN)

最後に、リーダー全員にグループメンバーに障害女性が極めて少ない、またはいない理由を尋ねた結果は次のようなものである。

「グループは、地域の知り合いを個人個人で誘って作ったのでグループに障害者は少ない」 (Ma)

「私たちの地域に障害女性はいるが、彼女たちは私たちのグループにはいない。理由は、彼女たちに(メンバーになる)能力がないから。彼女たちの家に、お金や貯金を集めに行くような時間がわたしたちには取れない。けれども、彼女たちが私たちのところに来れば、受け入れている。もし、私たちが彼女たちを招いたら、彼女たちは私たちにたくさんの希望を言う、例えば、治療のお金とか。でも、私たちは彼女たちに少しも与えることが出来ない。だから彼女たちは私たちのグループに来ることを望んでいない。私たちは、活動のプレッシャーがとてたくさんある。だからこのような事は考えない」 (AN)

「障害者たちは、私たちに支援を求める。けれども私たちはそれをすることが出来ない」 (AN)

「障害者は収入がない。だから、私たちは彼女たちをメンバーにしない。けれども、子どものために貯金をすることが出来る障害児の母親がいれば、その障害児はメンバーにする」 (AN)

「私たちの地域のほとんどの障害女性は、収入源がない」 (AN)

「(出産により体の麻痺と発話に障害をもった女性で、そのために夫に捨てられた、という語りの後)彼女はなんの収入源もない。それから言葉は話せない、歩けない、だから彼女をメンバーにしなかった」 (P)

「CBOは、障害者のためのどのような活動もしていない。私たちの地域には、障害者はたくさんいるが、私たちに彼らのための活動をする力はない」 (P)

「(一人の障害女性が地域にいるとの語りの後)彼女をグループメンバーに入れることはしない。なぜなら、彼女はなんの収入源もない。彼女は貯金ができない」 (AS)

そのほかには、今まで障害女性のことは考えたことがない、障害女性からメンバーになりたいと言われたことはない、障害女性の家族がメンバーミーティングなどで外出させたくない、障害女性自身が外出したくない、なども挙げられた。

障害女性が自分たちのグループに少ない理由をまとめると、①障害女性には、メンバーの義務が果たせない、②障害者と関わると常に支援を求められるが、自分たちにはできない、③障害女性自身や家族がメンバーになりたくないと思っている、という3つに大きく分類できる。

①障害女性には、メンバーの義務が果たせないとは、貯金に代表されるメンバーの義務が果たせない、つまり障害女性にはメンバーになる適格性がないということになる。通常、バングラデシュの多くの女性開発グループのメンバーは、貯金が義務付けられている。その貯金からローンがメンバーに貸し出され、その利子はグループの活動資金の一部になるため、貯金のできない人はグループに利益をもたらさない。先に紹介したグループ Ma のメンバーで障害のある R は、貧しいながらも家賃収入という安定した収入があり、毎週貯金ができる。つまり、その女性が障害者であるかどうか、が問題なのではなく、貯金ができるかどうかでメンバーになる、またはメンバーとして誘う一つの大きな基準であるといえる。障害女性がメンバーにいない理由として語られた「収入がない」という理由も、貯金が出来ないということの裏返しとなる。また、ミーティングに来ることができないという理由もこの中に含まれる。貯金は毎週のミーティングの場で集められるので、ミーティングへの出席は義務となっている。しかし、貯金をきちんと出すことが出来ればミーティングに出なくても、自宅まで取りに行くなどの柔軟な対応がとられている。

次に、②障害者は常に支援が必要で、彼らに関わると支援を求められるが、自分たちにはできないという理由は、具体的には「CBO は、障害者のためのどのような活動もしていない。私たちの地域には、障害者はたくさんいるが私たちには彼らのための活動をする力はない」(P) 「障害者たちは私たちに支援を求める。けれども私たちはそれを行うことが出来ない」(AN) などである。障害者も地域を構成する重要な一員であると捉えるのではなく、福祉や慈善の対象であり、常に誰かに依存した存在であると考えていることがわかる。最後に、③障害女性がグループに参加していないのは、グループ側に原因があるのではなく、「メンバーになりたいと言われたことがない」、「家族が出さない」、「障害女性自身が来たくない」など、障害女性やその家族の問題で彼女たちの主体的な判断であるという説明となる。

これら3つの理由は、障害女性の挙げた理由—お金がない、ミーティングに参加できない、そもそも参加の希望がない、などと完全に一致している訳でないにしても重なっている。女性開発グループに障害女性が参加しないのは、彼女たち自身に参加するための条件を満たさない原因—働いておらず結婚もしていないので貯金をするお金がない、障害があるために外出困難でミーティングに参加できないなど—があり、障害女性自身も参加する希望がないので、障害女性が少ないのは彼女たちの自己選択、自己責任であるとする事ができるのか次節で検討する。

### 5-3. 参加する意思はないということの意味

表6で示した障害女性の地域の女性開発グループへの参加が少ない理由を分析するにあた

り、本人の主體的な選択を尊重するならば、参加を希望しているにも関わらず実際には参加していない女性たちが対象となる。具体的には、女性開発グループが地域にあるかはさておき、本人に参加希望があるにもかかわらず、実際には参加していない11人である。しかし、本稿では、参加する意思はないということの意味を字義通りに捉えることをせず、適応的選好の可能性を排除しない。その上で、地域の女性開発グループへの障害女性自身による参加の有無に関して、ケイパビリティの視点から本人が実際になしている選択とそのような選択をなした本人の主観的な理由を超えて、障害女性が参加することに価値を見いだしたときに、それを選択する主體的な自由があるのかを分析する。そのため、障害女性自身による参加希望の有無にかかわらず、女性開発グループに参加していない27人全員を分析の対象とする。

表11では、参加しない理由についてモヒラクラブに入っているからという回答が11人ある。これを字義通りに受け取ることは、適応的選好の可能性を見落とす危険がある。なぜなら、モヒラクラブに入っているからと回答した女性たちの中には、同時に障害者は仕事ができないと言われた、障害のため出歩くのが難しい、ローンを借りても返せない、両親が反対する、貯金をするお金がない<sup>42</sup>、などの複数回答を行う女性がいるからである。適応的選好とは、「昼夜暇なく働きづめで過労の召使、抑圧と隷従になれその役割と運命に妥協している妻などの人々は、苦境を甘受するようになり、より小さな効用で満足してしまう[Sen 1987:11]」というものである。適応的選好は、「本人が主體的に形成した選好であるものの、もっぱら抑圧的な環境への応答を通じて形成される。それは、表明された本人の意思に照らして合理的ではあるものの、本人の利益に照らして選択の「理由」が必ずしも明白ではない選択をなす点に特徴がある[後藤 2017:122]」。障害女性たちの参加を希望しないという選択も、障害女性たちが自ら選び取った結果ではあるものの、彼女たちが、女性で、障害があることからくる日常の排除に適応して、モヒラクラブというあるいは「小さな効用」で満足しており参加希望はないと回答したと推察することも可能である。そのため、地域の女性開発グループに障害女性の参加を制限する理由が無くなれば、障害女性たちはグループに参加すると選択を変化させる可能性を否定できない。

さらにケイパビリティ・アプローチは、参加したいか否かという本人の評価から離れて、本人が達成可能な状態の集合、その機会集合であるケイパビリティに注目する。そのため、現在の障害女性の選択を離れて、モヒラクラブだけでなく、地域の女性開発グループへ参加しようとした時に参加という選択ができる自由という視点から分析をおこなう。

## 6. 分析—参加するという機能の視点

センは、ある人が成就しうること（彼／彼女が行いうること、なりうること）を機能

<sup>42</sup> 貯金をするお金がないという女性たちも、モヒラクラブの決まりである貯金は行っている。そのため、この回答を行った女性障害者は、障害者がほとんどおらず、障害に関する十分な理解や支援があるかもわからない自宅近くの女性開発グループではなく、モヒラクラブという障害女性主体のグループに自らの限られた財（貯金するお金）を振り分けることを主體的に選択していると見ることもできるだろう。適応的選好の可能性をみることは、彼女たちがモヒラクラブを主體的に選択している可能性を排除するものではない。

(functionings) と表現する。機能は、ある人が所有する財やサービスといった資源 ( $x_i$ ) とその財の特性に変換する関数 ( $c$ ) と、実際にある人が選択可能な利用関数 ( $f_i$ ) をあわせることで達成される。センは、財ベクトルを用いて達成する機能 ( $b_i$ ) を  $b_i = f_i(c(x_i))$  と定式化した<sup>43</sup>[Sen 1987 : 8-9]。ここでは、今後より普遍的な概念である「コミュニティ生活に参加する」といった機能を分析するための一つの試論として、NGO によって行われる地域の女性開発グループへ参加することに注目し、機能として設定している。

障害女性の「地域の女性開発グループへ参加する」という機能の達成には、女性個人が所有し利用可能な財やサービス（資源 $x_i$ ）が、障害女性のもつ個人の特性という利用関数 ( $f_i$ ) の影響を受ける。表 12 では、女性の持つ財（資源）を左側に、特性（利用関数）を右側に示した。「地域の女性開発グループへ参加する」という機能は、本来ならば様々な特性（利用関数）を組み合わせた複雑なもので、一元的にとらえるのでは不十分である。表 12 にあるようにそれぞれの特性を構成する要因と財がひとつずつ組み合わせられれば（たとえば外出できる体力と移動可能な道）、必ず「女性開発グループへ参加する」選択が可能になるともいえない。しかし、今回はさらに議論を進める手がかりとして、議論の複雑化をさけるために一元的に分析をおこなった。

---

<sup>43</sup> たとえば、ある人が自転車を所有していたとする。自転車 ( $x_i$ ) には、乗る、物を運ぶ、飾るなど自転車をもつ様々な特性 ( $c$ ) がある。たとえば、ある人が視覚障害をもっていたとすると、自転車に乗るという利用関数 ( $f_i$ ) を選択することができないので、自転車に乗って移動するという機能 ( $b_i$ ) を達成することができない。あるいは、女性が自転車に乗ることを許容しない文化があれば、その女性は外で自転車に乗るということを選択できないので、自転車を持っていても移動するという機能は果たせないが、自宅に展示して部屋を飾るという機能は達成できる。



表12. 女性障害者の地域の女性開発グループに参加するというケイパビリティ (筆者作成)

女性障害者個人が利用可能な財・サービス (x <sub>i</sub> )	(x <sub>i</sub> )を女性グループに参加するに変換する女性障害者の利用関数 (f <sub>i</sub> )
<p><b>【私的財】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所得や富</li> <li>・ 車椅子・松葉杖などの福祉機器</li> <li>・ 人的資源：安定した家族関係、婚姻関係、地域の人々との密接した関係など</li> <li>・ 時間資源</li> </ul>	<p><b>【個人的要因】</b></p> <p>身体的要因：体力、移動能力、障害種別、発話（意思疎通）など</p> <p>精神的要因：自尊、自律など</p> <p>認知的要因：識字、計算、問題認識・解決、コミュニケーション能力（話をする、聴く、質問をする、交渉する）</p>
<p><b>【公共財】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移動可能な道：自宅からミーティング場所</li> <li>・ 公共交通サービス：リキシャなど</li> </ul>	<p><b>【社会的要因】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就業機会</li> <li>・ セキュリティ：家庭内、コミュニティ</li> <li>・ 障害理解（差別・偏見）：家庭内、コミュニティ</li> <li>・ 文化・宗教：パルダ、父親の許可</li> </ul> <p><b>【環境的要因】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 雨季に水没する土地</li> </ul>

機能は以下で求められる

$$b_i = f_i(c(x_i))$$

利用関数を個人的要因、社会的要因、環境要因に分類 Robeyns, I. (2005)

表 12 について、まず左側の障害女性が利用可能な財やサービスといった資源について、私的財と公共財に分けて説明する。私的財としては、義務である貯金を行うため、またはミーティングに参加する際の交通費などを支出するため本人の自由になる所得や富（本人名義の土地や家など）、障害者年金などがそれにあたる。また、移動の自由を確保するための車椅子や松葉づえ、視覚障害者用の白杖なども私的財である。また、物質的なものだけでなく人的資源として、ミーティングやトレーニングに参加する場合に付き添いを頼める安定した家族関係や、本人の所得がなくても貯金のお金を工面してくれる夫や父という存在、普段からよきコミュニケーションを築き、グループに誘ってくれる隣人の存在なども考えられる。本人が自由に利用することができる時間も私的財の一つである。公共財は、自宅からミーティングやトレーニング場所まで、障害女性が安全に移動できる整備された道路や、障害があっても利用できる公共交通サービスが挙げられる。

右側に記載した利用関数は、Robeyns に従い、個人的要因、社会的要因と環境要因に分類 [2005:99]した。個人的要因は、身体的要因、本人の体力、移動能力、障害種別や意思の疎通に必要な発話能力、また精神的要因として、自律、自尊感情、認知的要因として、ミーティングやトレーニングに参加し、ローンを適切に利用する能力に関係する識字、計算、問題認識、解決能力、コミュニケーションに必要な話しをする、聴く、質問をする、交渉するなどが考えられる。社会的要因には、就業機会、家庭内やコミュニティ内で暴力や犯罪からのセキュリティ、差別や偏見につながる障害理解、またパルダ規範<sup>44</sup>や父親や夫の許可を必要と

<sup>44</sup> 女性が屋敷地の外にでず、家族や親族以外の男性と接することをしない男女の分離と性別役割に関する習慣。

するパターナリズムなどの文化や宗教的規範の存在が考えられる。環境的要因としては、たとえば、雨季に地域が水没する、山間部に住んでいるなどが挙げられる。

障害女性が、地域の女性開発グループに参加するという機能は、これらの諸資源が、その個人のもつ利用関数によって変換されることによって達成される。そのため、ある障害女性がここに挙げたような資源をどの程度自由に利用でき、その資源を生かすための利用関数がどの程度実際に選択可能なのかによって、彼女の実現できることの幅が決定される。

そこで、地域の女性開発グループに参加していない障害女性は、これらの諸資源や利用関数がすべて十分にあり、選択することが可能であるが参加しないことを自立的に選択しているのか、これらの選択肢のいずれか、または複数が十分でないために、参加することが自覚的に、または無自覚的に選択することできないのかを検討する。

表 13 は、障害女性が挙げた参加しない理由について「参加する」という機能の構成要因から分析したものである。該当する要因がないものについては、ブランクとなっている。また、かっこにいられた事柄は、その上の「障害者だから」、「その他」の内容を聞き取ったものである。たとえば、「恥ずかしい・勇気がない」という理由は、個人的要因の自尊に関すること、また、社会的要因の障害者への差別や偏見によって形作られているため、この2つの欄に✓をいれている。出歩くのが難しいというのは、私的財である福祉機器がないか、家族の介助者がいないなどが考えられ、また公共財である自宅からミーティング場までの移動手段や道路の問題、さらに、体力や自尊、コミュニケーションをとるための諸能力といった個人的要因、セキュリティや差別などの障害理解、また文化・宗教的な要因が考えられ、すべての欄に✓をいれている。このように✓をいれた要因が、欠けている、または十分でないなどの理由が、障害女性が地域の女性開発グループに参加することを阻害しているのではないかと理解される。

表 13 の結果からは、障害女性が地域の女性開発グループに参加するという機能を達成することを阻害している要因は、障害女性が自由に利用可能な所得や家族の反対、地域の人々との関係などの私的財に起因するものと周囲の差別や偏見などに起因する障害者への理解不足や排除といった社会的要因にあることが分かった。

表13. 女性障害者が参加しない理由からみた「参加する」機能の阻害要因

	財・サービス		利用関数	
	私的財	公共財	個人的要因	社会的要因
Mクラブに入っているから				
障害者だから				
(恥かしい・勇気がない)			✓	✓
(障害者理解がない)				✓
(人間関係がない)	✓			✓
(出歩くのが難しい)	✓	✓	✓	✓
お金がない	✓			✓
ローン借りても返せない	✓		✓	✓
ローンする必要がない				
家族の反対	✓			✓
障害への支援がない				
その他				
(結婚している人のみ)	✓			✓
(女性障害者を排除している)				✓
(メンバーでなくても支援受けている)				

(調査に基づき筆者作成)

### 終わりに

この地域で行われている女性開発グループへの障害女性の参加はほとんどない。しかし、障害女性のインタビューからは、開発グループへの参加希望はないとする声が、参加希望があるとする声よりも上回った。また、地域の女性開発グループのリーダー達からも、自分たちが障害女性の参加を阻害しているのではなく、そもそも障害女性がメンバーになる資格条件を満たさず、障害女性自身が自分たちのグループに参加することを希望していないと述べた。両者の意見はほぼ重なっており、地域の女性リーダーたちは、「正しく」障害女性たちを理解しているように見える。しかし、ケイパビリティ・アプローチによる分析の結果、障害女性が女性開発グループに「参加する」という機能の選択を阻害している主要な理由は、障害女性個人が利用可能な財やサービスという資源——貯蓄をするための所得やミーティングに参加するための家族の付添いなどの私的財の欠如と、その資源利用能力である本人の移動能力、自尊感情、障害者理解の欠如やコミュニティでの人間関係などの社会的要因の欠如であることが分かった。これらの結果から、「参加しない」という選択は障害女性本人の主体的な意思表示であるように見えても、実は、ここに挙げた課題が解決されれば、本人の意思が「参加したい」に変化する可能性が見えてくる。ケイパビリティ・アプローチによる分析により、本人の主体的な選択であるという、他人の介入を拒むある種絶対的な響きを持つ行為選択が適応的選好である可能性を排除せず、むしろ障害女性の実質的な選択の機会という視点から、その阻害要因を明らかにすることができた。

と同時に、本稿に残された課題もある。本稿の議論に直接つながる課題として、NGO が設定した女性開発グループメンバーになるための基準が、障害女性の参加を阻む要因となっているのではないかと、つまり NGO 側に障害者の課題が十分に理解されていないという課題に

ついで、評価や分析がなされなかった。また、障害女性が地域の女性開発グループに参加することを自由に選択すること（また、しないこと）を可能とするために、今回明らかになった参加することを阻害する要因の改善についての検討と提案も残された。これらの点についての検討は、別稿で改めて論じたい。

本稿からの発展として、この議論を SDGs が目指す障害インクルーシブな社会につなげる必要がある。障害女性の「コミュニティの生活に参加する」、あるいは「コミュニティの支援サービスや資源を利用する」というようなより普遍的な事柄についてケイパビリティ分析をおこない、それらの阻害要因を特定し、法制度や政策による改善につなげていくことは、障害女性のより豊かな生にとって重要である。そのためには、今回調査を行った既に障害当事者のグループに参加して活動しているような障害女性だけではなく、家から外にでたことのないような、社会的などのような活動にも参加することがなく生きてきた「見えなくされている」障害女性たちの調査を行う必要がある、それらは今後の課題として残された。

## 参考文献

- 伊芸研吾、2016、「障害とは何か—ケイパビリティアプローチの視点から」、『開発協力文献レビュー』、JICA 研究所。（取得日 2018 年 10 月 22 日 [https://www.jica.go.jp/jica-ri/ja/publication/litreview/jrft3q0000010ae-att/JICA-RI\\_Literature\\_Review\\_No.6.pdf](https://www.jica.go.jp/jica-ri/ja/publication/litreview/jrft3q0000010ae-att/JICA-RI_Literature_Review_No.6.pdf)）
- 金澤真実、2017、「Bangladesh の女性障害者—ケイパビリティ分析と女性障害当事者グループの役割」、小林昌之（編）『アジア諸国の女性障害者と複合差別—人権確立の観点から—』、アジア経済研究所、169-209 項。
- 、2017a、「ケイパビリティ・アプローチで捉える女性障害者の自助グループ(SHG)の役割と意義—Bangladesh の事例から」、『アジア研究ワールド・トレンド』、アジア経済研究所、22-25 項。
- 後藤玲子、2014、「女性の自由とケイパビリティ」、宇佐見・小谷・後藤・原島（編）『世界の社会福祉年鑑 2014』、旬報社、3-15 項。
- 、2017、『潜在能力アプローチ：倫理と経済』、岩波書店
- 佐藤寛、1998、「援助の実験場としての Bangladesh」、佐藤寛（編）『開発援助と Bangladesh』、アジア経済研究所、305-329 項。
- 下澤嶽、1998、「Bangladesh の NGO の現状」、佐藤寛（編）『開発援助と Bangladesh』、アジア経済研究所、55-75 項。
- ナシル・ジョマダル、2016、「Bangladesh 社会開発への BRAC の核心的なアプローチ」、『金星稜大学論集』49(2)、79-88 項。
- 松井亮介・川島聡（編）、2010、「概説 障害者権利条約」、法律文化社、i 項。

Alam, Khandaker Jahurul, 2009, "Bangladesh and Persons with Disabilities" *FOCUS*, 55.  
(Retrieved October 13,

- <https://www.hurights.or.jp/archives/focus/section2/2009/03/bangladesh-and-persons-with-disabilities.html>)
- Bangladesh Bureau of Statistics (BBS), 2010, *Preliminary Report on Household Income and Expenditure Survey 2010*, GoB
- , 2011, *Report of the Household Income & Expenditure Survey 2010*, GoB
- , 2013, *District Statistics 2011 Mymensingh*, Government of Bangladesh, GoB
- , 2015, *Disability in Bangladesh: prevalence and Pattern- Population Monograph: Vol.5*, GoB
- , 2015a, *Population Density and Vulnerability - A Challenge for Sustainable Development of Bangladesh, Population Monograph: Vol.7*, GoB
- , 2017, *Preliminary Report on Household Income and Expenditure Survey 2016*, GoB
- General Economics Division (GED), 2012, *Perspective Plan of Bangladesh; 2010-2021: Making Vision 2021 a Reality*, Bangladesh Planning Commission, GoB (Retrieved October 13, 2018, [http://www.plancomm.gov.bd/upload/2014/Perspective%20Plan/Perspective%20Plan\\_Final.pdf](http://www.plancomm.gov.bd/upload/2014/Perspective%20Plan/Perspective%20Plan_Final.pdf))
- , 2015, *Seventh Five Year Plan FY2016-FY 2021: Accelerating Growth, Empowering Citizens*, Bangladesh Planning Commission, GoB (Retrieved October 13, 2018, <http://www.plancomm.gov.bd/7th-five-year-plan/>)
- Government of the People's Republic of Bangladesh (GoB), 2018, *Initial report submitted by Bangladesh under article 35 of the Convention, due in 2010 (CRPD/C/BGD/1)*, UN, (Retrieved September 8, 2018 [https://tbinternet.ohchr.org/\\_layouts/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CRPD%2fC%2fBGD%2f1&Lang=en](https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CRPD%2fC%2fBGD%2f1&Lang=en)).
- Ministry of Women and Children Affairs (MoWCA), 2011, *National Women Development Policy 2011*, GoB (Retrieved September 8, 2017 <http://www.mowca.gov.bd/site/view/policies/Policies>)
- National Foundation for Development of Disabled Persons, 2006, *National Action Plan for People with Disabilities (PWD)*, Ministry of Social Welfare, GoB (Retrieved October 13, 2018, <https://drive.google.com/file/d/0B4FRJU9JkoxMkprbV9ZUkRsNWM/view>)
- National Grassroots and Disabilities Organization (NGDO), National Council for Women with Disabilities (NCDW) & Bangladesh Legal Aid and Services Trust (BLAST), 2015, *Current status of Rights of Persons with Disabilities in Bangladesh: Legal and Grassroots Perspectives 2015*, (Retrieved October 13, 2018, <http://disabilitybangladesh.org/wp-content/uploads/2015/08/crpd-report.pdf>.)
- Nussbaum, Martha C. 2000. *Women and Human Development: the Capabilities Approach* (=2005. 池本幸生・田口さつき・坪井ひろみ訳. 『女性と人間開発 潜在能力アプローチ』.岩波書店.)
- Officer, A. & Posarac, A. (eds.), 2011, *World Report on Disability 2011*, World Health Organization. (=2013. 長瀬 修 監訳 石川ミカ訳. 『世界障害報告書 2011』. 明石書店.)
- Sen, Amartya. 1980. *Equality of What? In: McMurrin S Tanner Lectures on Human Values, Volume 1*. Cambridge: Cambridge University Press (=1989. 大庭健・川本隆史訳. 『合理的な愚か者』. 勁草書房)
- . 1982. *Choice, Welfare and Measurement* (=1989. 大庭健・川本隆史訳. 『合理的な愚か者』. 勁草書房)
- . 1987. *Commodities and Capabilities*. Oxford University Press, India

- . 1987a. *The Standard of Living, the Tanner Lectures, 1985*. Clare Hall. Cambridge. 1985 in G. Hawthorn
- . 1992. *Inequality Reexamined* (=1999. 池本幸生、野上裕生、佐藤仁訳. 『不平等の再検討』. 岩波書店.)
- . 1999. *Development as Freedom* (=2000. 石塚雅彦訳. 『自由と経済開発経』. 日本経済新聞社.)
- . 2009. *The Idea of Justice* (=2011. 池本幸生訳 『正義のアイディア』. 明石書店)
- Robeyns I., 2005, “The capability approach: A theoretical survey” *Journal of Human Development* 6 (1) , 93–114.

東京外国語大学南アジア研究リサーチペーパーシリーズは、人間文化研究機構ネットワーク型基幹研究プロジェクト南アジア地域研究推進事業の出版物です。

人間文化研究機構 (NIHU) <http://www.nihu.jp/ja/research/suishin#network-chiiki>

NIHU プログラム 南アジア地域研究 (INDAS) <http://www.indas.asafas.kyoto-u.ac.jp/>

東京外国語大学拠点 南アジア研究センター (FINDAS) <http://www.tufts.ac.jp/ts/society/findas/>

東京外国語大学南アジア研究リサーチペーパー 8

バングラデシュの地域開発プログラムにおける女性の開発グループへの障害女性の参加——ケイパビリティ・アプローチによる分析

金澤 真実

---

2019年3月11日発行 非売品

発行 東京外国語大学拠点 南アジア研究センター

〒183-8534 東京都府中市朝日町 3-11-1

東京外国語大学 研究講義棟 700号室 南アジア研究センター

TEL: 042-330-5222

<http://www.tufts.ac.jp/ts/society/findas/>

印刷 株式会社 美巧社 東京支社

〒170-0003 東京都豊島区駒込 1-35-4 グローリア駒込 2F

TEL: 03-6912-2255

---

ISSN 2432-437X

